

令和6年第1回定例会

新十津川町議会定例会会議録

令和6年3月7日 開会

令和6年3月15日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

令和6年第1回新十津川町議会定例会

令和6年3月7日（木曜日）

午前10時開会

◎議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議会運営委員長報告
- 第3 会期の決定
- 第4 諸般の報告
 - 1) 事務報告
 - 2) 閉会中における委員会所管事務調査（審査）報告
 - 3) 例月現金出納検査結果報告
 - 4) 議員研修報告
 - 5) 一部事務組合議会報告
- 第5 行政報告
- 第6 教育行政報告
- 第7 議案第3号 新十津川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
(内容説明まで)
- 第8 議案第4号 新十津川町不妊治療費の助成に関する条例の一部改正について
(内容説明まで)
- 第9 議案第5号 令和5年度新十津川町一般会計補正予算（第6号）
(内容説明まで)
- 第10 議案第6号 令和5年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
(内容説明まで)
- 第11 議案第7号 令和5年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
(内容説明まで)
- 第12 議案第8号 令和5年度新十津川町下水道事業会計補正予算（第4号）
(内容説明まで)
- 第13 議案第9号 公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について
(内容説明まで)
- 第14 選挙第1号 新十津川町選挙管理委員及び新十津川町選挙管理委員補充員の選挙について

◎出席議員（10名）

- | | |
|-----------|----------|
| 1番 加藤敏晃君 | 2番 工藤健君 |
| 3番 深瀬美奈子君 | 4番 三師優美君 |
| 5番 大畠光敬君 | 7番 杉本初美君 |

8番 鈴井康裕君
10番 西内陽美君

9番 樋坂里子君
11番 小玉博崇君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	谷口秀樹君
副町長	寺田佳正君
教育長	久保田純史君
代表監査委員	岩井良道君
監査委員	奥芝理郎君
総務課長	久保田篤司君
住民課長	長島史和君
保健福祉課長	坂下佳則君
産業振興課長兼	
農業委員会事務局長	小松敬典君
建設課長	千石哲也君
会計管理者	内田充君
教育委員会事務局長	鎌田章宏君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	窪田謙治君
--------	-------

◎町民憲章朗誦

- 議長（小玉博崇君） 皆さん、おはようございます。
開会に先立ち、町民憲章を朗誦いたします。
皆さん、ご起立ください。

〔全員起立〕

- 議長（小玉博崇君） 私が町民憲章と申し上げますので、引き続き、朗誦してください。
町民憲章。

〔町民憲章朗誦〕

- 議長（小玉博崇君） ご着席ください。
-

◎開会の宣告

- 議長（小玉博崇君） ただいまから、令和6年第1回新十津川町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

- 議長（小玉博崇君） ただいま出席している議員は、10名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（小玉博崇君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（小玉博崇君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、9番、樋坂里子議員。10番、西内陽美議員。両議員を指名いたします。
-

◎議会運営委員長報告

- 議長（小玉博崇君） 日程第2、議会運営委員長報告を行います。
報告を求めます。
鈴木議会運営委員長。

〔議会運営委員長 鈴木康裕君登壇〕

- 議会運営委員長（鈴木康裕君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員会から報告をいたします。

議会運営委員会は、3月4日に行われております。出席者は記載のとおり、説明員として、寺田副町長、久保田総務課長に説明をお願いいたしました。

協議結果であります。

- （1）令和6年第1回町議会定例会の会期は、3月7日、木曜日から3月15日、金曜日

までの9日間とする。

(2) 日程については、裏面に記載のとおり執り進める。

(3) 付議案件は、令和5年度に係る条例の一部改正2件、令和5年度会計補正予算4件、指定管理者の指定の期間の変更1件、令和6年度に係る条例の一部改正3件、公の施設の所在地及び名称の変更1件、令和6年度会計予算4件、人事案件1件の計16件である旨、総務課長から説明を受けております。

(4) 一般質問の通告は、6人から7件を受理しております。

(5) 令和6年度予算に関連する条例の一部改正案及び令和6年度各会計予算案の審議については、議長を除く9名の議員による予算審査特別委員会を設置して行います。

(6) 議会における映像配信については、令和6年第1回町議会定例会で一般質問及び議案説明のみ試験的に実施いたします。

(7) 請願、陳情等の受理状況については、3月4日現在、陳情1件を受理している旨、議会事務局長から報告を受けております。

(8) 新十津川町選挙管理委員及び新十津川町選挙管理委員補充員の選挙を定例会初日に上程いたします。

以上でございます。

○議長（小玉博崇君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

◎会期の決定

○議長（小玉博崇君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、先ほどの議会運営委員長報告のとおり、本日から3月15日までの9日間としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月15日までの9日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（小玉博崇君） 日程第4、諸般の報告を行います。

1番の事務報告、2番の閉会中における委員会所管事務調査報告、3番の例月現金出納検査結果報告、4番の議員研修報告につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

次に、5番の一部事務組合議会報告ですが、西空知広域水道企業団議会、中空知広域市町村圏組合議会、滝川地区広域消防事務組合議会、石狩川流域下水道組合議会、中空知衛生施設組合議会、空知教育センター組合議会、空知中部広域連合議会及び中・北空知廃棄物処理広域連合議会の報告は、お手元に配付のとおり出席議員から報告書が提出され、資料が所定の棚に保管されていることから、これを報告に代えさせていただきますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わり、すべて報告済みといたします。

◎行政報告

○議長（小玉博崇君） 日程第5、行政報告を行います。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） 改めまして、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、令和5年第4回定例会以降における行政報告を申し上げます。お手元に報告書を配付してございますので、主だったものを報告させていただきます。

まずはじめに、総務課関係でございます。

（表彰）

12月19日、創業100周年記念事業の一環として、町に多額のご寄附をいただきました末廣屋電機株式会社様に、新十津川町表彰条例に基づき感謝状を贈呈いたしました。

12月20日、町長として多年にわたり地方自治の伸展に貢献されたご功績により、熊田義信様に、北海道知事から北海道社会貢献賞が贈られました。

特別国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」高校野球硬式の部において、北海高等学校の選手として出場し、第3位という輝かしい成績を収められました、本町出身の熊谷陽輝様に、12月27日、町長賞を贈呈いたしました。

五條市との交流都市提携締結です。

2月の26日、奈良県五條市と交流都市提携を締結いたしました。令和4年10月6日に締結した交流都市提携においては、観光、産業などの分野での交流を目的としていましたが、今年度、両市町の高校の交流が図られましたので、この度の締結に際しましては、提携事項として新たに教育分野を追加いたしました。

2ページをお開きください。

定住促進対策事業です。

定住促進対策事業につきましては、2月29日までに新築住宅24件、中古住宅8件の取得に対する申請があり、町内に親が居住する場合の奨励金加算は12世帯となっております。

また、交付金と合わせて中学生以下のお子さまがいる世帯には、町内のお店で使えるふれあい商品券32人分を交付したところでございます。

企業版ふるさと納税。

12月27日に株式会社セイコーマート様から学校給食費の無償化への支援を目的に、2月29日にはホクレン農業協同組合連合会様からスマート農業推進支援事業への支援を目的に、多額のご寄附をいただきました。

物価高騰等に係る生活支援事業。

とくとっぷカード又は得きっずカードに1万円分のポイントを付与する物価高騰等に係る生活支援事業につきましては、2月29日現在までに5,146枚が引き換えられました。配布枚数全体に対する引換率は95.6パーセントでございます。

なお、引き換えられたポイントの使用率につきましては、93.1パーセントとなっております。

3ページをご覧ください。

ドローンプロジェクト。

1月12日、ドローンのまちづくりに関する連携協定をKDDIスマートドローン株式会

社、株式会社エアロネクスト、株式会社ACSL及び株式会社電通北海道と締結いたしました。

また、同日にドローンスクール「KDDIスマートドローンアカデミー」が旧商工会館に開校いたしました。2月29日から2人の方が二等無人航空機操縦士の国家資格取得コースの受講を開始しました。

1月28日、ドローンサッカー、ドローンカーリング、ドローン操縦シミュレーションなどが体験できるドローンフェスタを開催し、1,500人が来場し、ドローンのまち新十津川町をPRいたしました。

また、2月21日には寒冷地向けドローンによる雪庇落とし実証を、3月5日と6日には災害を想定したドローン配送実証を実施いたしました。

次、4ページをお開きください。

消防関係でございます。

下から3段目でございますが、1月6日、令和6年新十津川消防出初式が実施され、消防職員、消防団員など約100人が参加し、観閲の後、消防職員及び消防団員並びに消防車両9台による分列行進が行われました。

次に、住民課関係でございます。

人口動態。

2月29日現在の人口動態は、人口が6,304人で、前年同期と比べ52人減少し、世帯数では2,963戸で、前年同期と比べ3戸の増加となりました。

65歳以上の高齢者数をみますと、2,450人と前年同期と比べ57人減少し、高齢化率は38.86パーセントで前年同期と比べ0.54ポイントの減少となりました。

また、12月1日から2月29日までの間の出生数は、8人でした。

令和5年1月から12月までの1年間の人口動態は、自然動態としては出生数26人、死亡者数123人で97人の減少となり、社会動態としては転入者218人、転出者198人で20人の増加となりました。令和5年全体では、77人の減少となりました。

交通安全及び防犯でございます。

12月1日から2月29日までの本町における交通事故の発生件数は0件、交通事故による負傷者数も0人となっております。

12月1日から2月29日までの本町における犯罪の発生件数も0件でございます。

6ページをお開きください。

町税等でございます。

町税等の2月29日現在の収納状況は、現年度分町税5税合計の収納率は92.74パーセントで、前年同期と比べ0.25ポイントの減少、滞納繰越分では3.25パーセントで、前年同期と比べ1.65ポイントの増加となっております。

内訳としては、主な税目の現年度分収納率は、個人住民税が85.3パーセント、前年同期と比べ1.28ポイントの増加、固定資産税では99.62パーセントで、前年同期と比べ0.12ポイントの減少、軽自動車税種別割では99.81パーセントで、前年同期と比べ0.08ポイントの減少、軽自動車税環境性能割は100パーセントで、前年度と同様となっております。

国民健康保険税は88.27パーセントで、前年同期と比べ0.47ポイントの減少、後期高齢者医療保険料は85.04パーセントで、前年同期と比べ0.14ポイントの増加となっております。

す。

次に、保健福祉課関係でございます。

7ページでございます。

保育園。

2月29日現在の新十津川保育園の入園児童数は、0歳児3人、1歳児12人、2歳児24人、3歳児22人、4歳児20人、5歳児27人の計108人でした。

12月1日から2月29日までの間において、一時保育の利用は児童5人、15日の利用がありました。また、延長保育は5人で13日の利用、広域入所は7人の利用がありました。

次に、放課後児童クラブでございます。

12月1日から2月29日までににおける放課後児童クラブの利用状況は、開館日数が69日、延べ利用者数は1,491人で、1日平均利用者数は約21.6人でした。2月29日現在の登録児童数は49人となっております。

8ページをお開きください。

子ども生活応援事業でございます。

2月29日現在の得きっずカードの交付世帯数は、対象世帯数528世帯に対して519世帯で、交付率は98.3パーセントとなっております。

得きっずカードを持っている方には、2か月に1度、買い物累計額に応じて割増ポイントを付与しており、12月には223万9,668ポイントを、2月には202万2,597ポイントを付与しております。

9ページをお開きください。

冬期生活支援事業でございます。

灯油価格の高騰を踏まえ、高齢者世帯等の経済的な負担の軽減を図るため、当該世帯に対し冬期間の暖房費用の一部を助成いたしました。

2月29日現在における助成実績は、高齢者世帯105世帯、障がい者世帯27世帯、ひとり親世帯15世帯の計147世帯、計176万4,000ポイントとなっております。

続いて、10ページをお開きください。

高齢者等除雪サービスでございます。

2月29日現在、在宅高齢者等除雪サービス事業の登録世帯数は32世帯、高齢者世帯等除雪費助成事業の利用申請は153世帯となっております。

次に、13ページをお開きください。

産業振興課関係でございます。

令和6年産米生産の目安でございます。

米の生産は、需給状況等に対応した安定供給、作付面積の維持、確保を図るため、地域ごとの生産の目安が設定され、これに基づいて作付けを行っております。

本町に示された令和6年産主食用米の生産の目安は、数量が約1万9,105トン、面積換算値が3,294ヘクタールであり、令和5年産と比較すると、数量は約849トンの増加、面積換算値は74ヘクタールの増加となっております。

これを受け、2月20日の地域農業再生協議会を経て、令和6年産米の生産の目安について、各農事代表者に説明を行い、作付の推進方針などが農業者へ示されたところでございます。

次、14ページをお開きください。

有害鳥獣駆除対策でございます。

アライグマ対策の普及啓発事業として、各地区での捕獲状況や今後のアライグマ対策について地域での認識を深めてもらうことを目的に、2月26日に総進地区と徳富地区でアライグマ対策地域検討会を開催いたしました。地区の捕獲協力者に対し、本年度の捕獲状況報告をし、また、アライグマの生態や有効な捕獲方法などについて、北海道立総合研究機構の研究員、農林水産省の農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーから説明を行いました。

2月29日現在のアライグマの駆除実績につきましては、238頭となっております。

15ページをお開きください。

地元消費拡大事業でございます。

町内の消費拡大と商業の活性化を図るため、商工会が主催するスタンプラリー抽選会事業を支援いたしました。

12月16日から1月20日までの期間、ふれあい商品券加盟店を利用する形で行われ、1月21日に抽選会が開催されました。

抽選会には894人が来場し、抽選回数は1,469回でした。

また、しんとつかわポイントカード会が昨年度に引き続き企画をした、お買い物の際にとくとっぷカードのポイントが自動抽選により付与されるイベントが2月15日から3月5日までの期間で実施され、当選された方々に合計100万ポイントが付与されたところがございます。

16ページをお開きください。

観光イベントでございます。

1月28日に北中央公園で、ふるさとまつり実行委員会主催の第31回しんとつかわ雪まつりが開催され、終日にわたり晴天に恵まれ、町内外から約5,800人の来場者がありました。

本年度の主な観光イベントは雪まつりで終了しましたが、令和5年度の本町の5大観光イベントの入込実績は、合計2万3,900人となりました。

最後に、建設課関係でございます。

冬期除排雪等でございます。

今シーズンの降雪状況につきましては、2月29日現在における本町の除雪センターで計測した降雪量は737センチメートルで、過去5年間の平均値より13センチメートル多く、また、積雪深は42センチメートルで、平均より56センチメートル少なくなっております。

例年と比較し、降雪量は平年並みではありますが、積雪深につきましては2月中旬の記録的な暖かさと降雨の影響により、本町で観測記録のデータが残っている平成15年以来、過去1番目に低い状況でございます。

今シーズンの除雪作業は、11月13日の一斉出動以降32回で、平均に比べ1回の増加となっております。

排雪作業につきましては、第1回目は、全体排雪として12月25日から1月30日までの期間で実施し、第2回目は、積雪状況から市街地のバス路線及び主要道路において、2月5日から2月10日までの期間で実施しております。

以上をもちまして、令和5年第4回定例会以降の行政報告とさせていただきます。

○議長（小玉博崇君） 以上をもちまして、行政報告を終わります。

◎教育行政報告

○議長（小玉博崇君） 日程第6、教育行政報告を行います。
教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

○教育長（久保田純史君） おはようございます。議長のご指示をいただきましたので、令和5年第4回定例会以降における教育行政報告を申し上げます。お手元の教育行政報告により、主なものを申し上げます。

最初に教育委員会関係ですが、12月の町議会定例会以降、教育委員会定例会を3回、臨時会を1回開催しております。

12月25日の定例会におきましては、報告事項としていませんのでここには記載していませんが、学校における長期休業日について説明をいたしました。

北海道教育委員会では、昨年夏の猛暑を踏まえ、長期休業日を現在の夏休み連続25日以内、冬休み連続25日以内の計50日以内を、令和6年度から、各校長が計56日以内で夏、冬の休業日数を自由に決められることになりました。このことを参考に、本町の長期休業日の設定について、校長会におきまして小中学校の校長と協議し、本町は、現在、夏休みを通常より5日長く30日としており、冬休みを5日短く20日としておりまして計50日としていくところでございます。

また、小・中学校の教室には、冷房設備を整備していること、さらには、冬期間において、インフルエンザや吹雪などで臨時休業となった場合に授業時数の確保がいきなことが懸念されるなどを総合的に勘案し、令和6年度の長期休業日数を現行どおり50日以内とし、夏休み30日、冬休み20日とすることについて、教育委員に理解をいただきました。

2月8日の定例会では、報告5件の説明を行いました。

報告第5号では、令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について報告いたしました。

この調査は、毎年小学5年生と中学2年生を対象に7月末までに8項目の実技を行うものでありますが、小学5年男子は、反復横とび、20メートルシャトルランなど、6項目で全国平均を上回り、体力合計点では、近年でも平成29年度に次ぐ高得点でありました。女子は立ち幅跳び、ソフトボール投げなど5項目で全国平均を上回り、体力合計点では、令和4年度から大幅に改善し、全国、全道平均とほぼ同等となりました。

また、中学2年生は、男子が握力、ハンドボール投げの2項目で全国平均を上回り、体力合計点では、令和4年度と比べて、全国、全道平均をわずかに下回る水準にまで大きく回復し、女子は握力の1項目のみが全国平均を上回り、体力合計点では、令和4年度と比べて改善傾向にあるものの全道平均と同等であり、全国平均を下回っております。

次に、臨時会ですが、3月1日開催し、報告第9号では、令和6年度4月1日付教職員人事異動内示について報告いたしました。

また、議案第1号の新十津川町ふるさと公園屋外体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、内容の説明を行い、本町議会定例会に議案を上程することについて議決をいただきました。

次に、総合教育会議ですが、町長主宰の総合教育会議が2月8日に開催され、教育委員

とともに出席し、令和6年度における重点施策案について説明を受け、承認されました。

次に、小中学校関係ですが、2ページをお開き願います。

令和6年度小・中学校学級編成の予定でございますが、普通学級につきましては、小・中学校とも1学年2クラスの12学級、特別支援学級は、小学校は5学級、中学校は3学級となります。

次に、各種感染症まん延に係る臨時休業についてであります。昨日3月6日から8日までの間、インフルエンザ及び新型コロナウイルスの罹患者が多くなり、中学校1年A組で学級閉鎖としております。

小学校関係ですが、1月16日から2月16日までの間、各学年3回、そっち岳スキー場でスキー学習を行い、冬の体力向上に向けての学習を行っています。なお、同スキー場は、滝川市や浦臼町など近隣市町の児童もスキー学習で利用しております。

1月30日に新入学児童の入学説明会を行いました。入学予定者につきましては、現在のところ63人を予定しており、昨年より18人増えている状況にあります。

3月1日に地域参観日に合わせまして、保護者や議員の参加をいただき6年生を送る会を行いました。

中学校関係ですが、12月16日に、ゆめりあで歌声交流会を開催いたしました。町内の合唱団スノーグリーやアザレアコーラスの出演をいただき、会場全員で旅立ちの時を合唱いたしました。

2月の13日に高校入試北海道立高等学校入学者選抜の推薦面接が行われました。また、3月5日は一般受験の学力検査が、6日は高校によっては面接が行われました。

受験した高校につきましては、3ページの表のとおりですが、空知北学区内の受験校は、新十津川農業4人、滝川全日制13人、定時制1人、滝川西14人、滝川工業3人、砂川4人の39人となっております。この他スポーツなどの目標を持ち私立高校含めて、道内、道外の学校への進学者が12人となっております。なお、合格発表は3月18日に行われます。

次に、寄贈でございますけども、12月25日に空知管内で最初にアメリカ大リーグの大谷翔平選手からグローブ右利き用大小各1個の2個、左利き用大1個の計3個が寄贈されました。

4ページをお開き願います。

学校教育関係で学力向上、長期休業中学習サポート事業冬のやまびこを12月26日から3日間ゆめりあ多目的ホールで行い、小学1年生から6年生まで合計220人の参加がありました。

新十津川農業高等学校関係ですが、3月1日に第72回卒業証書授与式が行われ、11人が卒業いたしました。そのうち本町出身者は1人でありました。

また、卒業生の進路状況であります。進学が1人、就職が9人となっており、そのうち3人が町内に就職いたします。内訳は、1人が明和会、2人がピンネ農業協同組合となっております。

次に、令和6年度の入学出願状況についてであります。40人定員のところ39人の出願希望で、倍率は1.0倍であります。受験者は、昨年より8人増となっております。

学校給食センター関係でございますが、北海道の道産水産物提供事業として、道産水産物に対する理解を深めるとともに、今後の消費拡大を目的として、2月22日と本日、ホタ

テ貝柱フライ1,775個の寄贈を受け、新十津川町と雨竜町の小・中学校の学校給食に提供いたします。

調理等業務委託ですが、令和5年度を以って学校給食センター調理等業務委託期間が満了するため、令和6年度からの委託希望業者の公募を行い、現在調理業務を受託している日本国民食株式会社1社からプロポーザル提案書の提出があり、今月14日にプレゼンテーションを行い、選考委員会で業者の適否を決定する予定であります。

6ページをお開き願います。

子ども会育成者連絡協議会ですが、2月18日に札幌市で開催された令和5年度北海道子どもかるた大会で、中学生チームの魁が3位に入賞いたしました。

次に、とっぷ子どもゆめクラブですが、2月17日に新築した新十津川農業高校校舎の調理室を利用して、51人の児童が保護者と一緒にパウンドケーキづくりに挑戦いたしました。

そっち岳スキー場ですが、2月29日現在のリフト乗車人数は19万6,119人で、前年対比2万2,492人の減少、リフト利用料金は1,022万4,220円で前年対比85万2,320円の減少となっています。

8ページをお開き願います。

1月7日にゆめりあで、はたちを祝う会を、町長、議長、議員ほか、来賓のご臨席をいただき挙行いたしました。出席者49人は新たな目標を持ち、ふるさとでの節目を迎えました。

母村交流ですが、1月7日に第70回十津川村駅伝大会に新十津川町のチームが招待され、小野仁司さんを団長に8人でチームを結成し、3時間10分17秒で、オープンの部11チーム中5位となり、繰り上げスタートすることなく見事にたすきを繋ぎました。

また、母村におきましては、郷土君と新十津川のとっかわこめぞーの両村町のキャラクターの小旗を村民に配布し、沿道で温かい声援をいただきました。

次に、2月の23日から26日までの間、十津川村青年県外研修事業で母村青年団員5人と引率1人の6人が来道いたしました。町内では開拓記念館、役場新庁舎、金滴酒造などを見学し、本町の青年と交流をいたしました。また、浦臼町ジビエ処理加工センターを視察し、母村における鳥獣対策のための知識や情報を習得いたしました。

次に、少年団、中学生部活動等ですが、12月26日から台湾で行われた第19回日台会長盃国際野球大会で空知リトルシニアチームに所属する、新中2年生の伊藤嘉規選手が北海道選抜のチームに選ばれ出場し、第3位となりました。

ピアノですが、記載のとおり1月8日から2月11日まで8人が全国大会に出場し、そのうち4人の方が金賞という素晴らしい成績を収めております。

また、吹奏楽ですが、空知大会で金賞を受賞した新中吹奏楽部が2月17日に札幌市で開催された第55回北海道アンサンブルコンテストに出場し銅賞となりました。

10ページをお開き願います。

高齢者生きがい活動関係ですが、ふるさと学園大学の修了式を2月27日に行い、81人が参加いたしました。また、10回以上講義を受講した41人の方に修了証書を授与いたしました。

次に、図書館の利用状況ですが、2月末現在で、貸出冊数5万7,750冊で前年対比1,315冊の減、貸出人数は9,649人で前年対比219人の増となっております。

11ページに移りまして、施設訪問ですが、1月10日に小学5、6年生3人が、新十津川保育園とハーブガーデン新十津川に出向き、人形劇出張公演を行い、園児などに楽しんでいただきました。

以上をもちまして、令和5年第4回定例会以降における教育行政報告とさせていただきます。

○議長（小玉博崇君） 以上をもちまして、教育行政報告を終わります。

◎議案第3号の上程、説明

○議長（小玉博崇君） 日程第7、議案第3号、新十津川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程をいただきました議案第3号、新十津川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

新十津川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

下段の方に移りますけれども、提案理由でございます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては保健福祉課長が申し上げますので、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

〔保健福祉課長 坂下佳則君登壇〕

○保健福祉課長（坂下佳則君） ただいま上程いただきました議案第3号、新十津川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての内容の説明を申し上げます。

今回の改正は、国のデジタル臨時行政調査会が、令和4年6月に示した、デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランによりまして、書面掲示、目視等を義務付けるアナログ規制についての見直し方針が示されたことを踏まえ、本条例を定めるにあたっての従うべき基準及び参酌すべき基準となっております、内閣府令の一部改正が行われたことに伴い、本条例につきまして、所要の改正を行うものでございます。

内容の説明を申し上げます。新旧対照表1ページも併せてご参照願います。

第23条の改正につきましては、特定教育・保育施設に施設の重要事項の書面掲示の義務付けを見直し、書面掲示に加え、自動公衆送信、いわゆるインターネットなどを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととするものでございます。

2ページをお開きください。

第53条第2項第2号につきましては、記録媒体の種類を示さない形の電磁的記録媒体に改め、文言の適正化を図るものでございます。

議案をご覧ください。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行します。ただし、第23条の改正規定は、令和6年4月1日から施行いたします。

以上、議案第3号、新十津川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で議案第3号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第4号の上程、説明

○議長（小玉博崇君） 日程第8、議案第4号、新十津川町不妊治療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程をいただきました議案第4号、新十津川町不妊治療費の助成に関する条例の一部改正について。

新十津川町不妊治療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

4ページをお開きください。

提案理由でございます。

医療保険対象外の先進医療として実施される不妊治療を助成の対象として追加することにより、不妊治療を受けている夫婦の経済的負担のさらなる軽減を図るため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては保健福祉課長から申し上げますので、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

〔保健福祉課長 坂下佳則君登壇〕

○保健福祉課長（坂下佳則君） ただいま上程いただきました議案第4号、新十津川町不妊治療費の助成に関する条例の一部改正についての内容の説明を申し上げます。

新旧対照表3ページをご覧ください。

新十津川町不妊治療費の助成に関する条例第2条につきましては、定義に関する規定でございまして、第3号、第4号及び第5号につきましては、定義を明確にするための文言の修正でございます。

同条第6号につきましては、今回助成の対象として追加する先進不妊治療に対する定義

を規定するものでございます。

第3条につきましては、助成の内容に関する規定で、先進不妊治療を加えるとともに、それぞれの文言に略称規定を定めるため全文を改正するものでございます。

3ページから4ページにわたって記載の第4条につきましては、前条の規定による助成を、以下「助成」とする、略称規定を定める改正のほか、4ページに記載の改正につきましては、助成の対象となる一般不妊治療、特定不妊治療又は先進不妊治療を第3条の改正で、略称規定を定めたことにより、「一般不妊治療等」に文言を修正するものでございます。

同条第3号につきましては、助成の申請を明確にするため、第7条の規定による文言を加えるものでございます。

第5条につきましては、助成の額を定める規定で、同条第1項第1号及び第2号については、助成の額を明確にするために文言を修正するもので、第3号につきましては、先進不妊治療に係る助成の額の規定を追加するもので、助成の額は、「先進不妊治療に係る不妊治療費の額に10分の7を乗じて得た額及び証明費用の合計額。ただし、一般不妊治療と併用して実施される先進不妊治療にあつては一般不妊治療の開始から妊娠の確認までの間に実施される先進不妊治療のすべてにつき、特定不妊治療と併用して実施される先進不妊治療にあつては前号に規定する1回とする特定不妊治療の過程において実施される先進不妊治療のすべてにつき、35,000円を上限とする。」とするものでございます。

同条第2項については、助成の額から控除するものを定める規定で、本文及び第2号、第3号の改正につきましては、内容を明確にするため文言を修正するものでございます。

第6条につきましては、助成の回数の上限を定めるもので、助成の回数の上限は、規則で定めることとし、規則において、先進医療の上限回数については、「妻の治療開始年齢が満40歳未満の場合、満43歳に達するまで通算6回」「妻の治療開始年齢が満40歳以上の場合、満43歳に達するまで通算3回」としております。

第7条、第8条及び第9条の改正につきましては、文言の修正でございます。

議案にお戻りいただきまして、4ページをご覧ください。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行いたします。

第2項、経過措置として、「改正後の条例第2条第6号に規定する先進不妊治療に係る助成に関する部分につきましては、令和5年4月1日以後に開始した一般不妊治療又は特定不妊治療と併用して実施されたものについて適用する。」としております。

以上、議案第4号、新十津川町不妊治療費の助成に関する条例の一部改正についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で議案第4号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ここで、11時10分まで休憩いたします。

(午前10時58分)

○議長（小玉博崇君） 休憩をとり、会議を再開いたします。

◎議案第5号の上程、説明

○議長（小玉博崇君） 日程第9、議案第5号、令和5年度新十津川町一般会計補正予算第6号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 谷口秀樹君登壇]

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程をいただきました議案第5号、令和5年度新十津川町一般会計補正予算第6号。

令和5年度新十津川町一般会計補正予算第6号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,194万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億414万3千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の追加は、第2表繰越明許費補正による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。

なお、内容につきましては副町長からご説明申し上げますので、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

[副町長 寺田佳正君登壇]

○副町長（寺田佳正君） ただいま上程いただきました議案第5号、令和5年度新十津川町一般会計補正予算第6号の内容をご説明申し上げます。

議案書、7ページから11ページでございますが、こちらにつきましては、議案の第1条第2項の第1表歳入歳出予算補正でございます。補正の款項の区分及び金額となりますので、お目通しをお願いいたします。

12ページをお開き願います。

議案、第2条の第2表繰越明許費補正で、追加5件となります。

1件目、2件目は、2款3項戸籍住民登録費で、戸籍総合システム管理事業355万3千円、総合行政システム管理事業543万2千円。この2件は、戸籍法などの改正により、戸籍、戸籍の附表、住民票の記載事項に振り仮名を記載しなければならなくなりましたので、戸籍附表システム、住民基本台帳システムの改修に必要な予算を繰り越すもので、財源は、全額国の補助金となります。

3件目、3款1項社会福祉費。総合健康福祉センター管理運営事務913万円は、昨年の第4回定例会において、補正第4号として補正いたしました、ゆめりあ機械設備等修繕業

務が半導体不足により部品の調達が間に合わず、年度内に完了できない見込みとなったことから繰り越しを行うものです。

4 件目、4 款 1 項保健衛生費。新型コロナウイルス予防接種事業205万円は、医療機関等からのワクチン接種費用の請求に相当の日数を要することから、3 月分の接種費用について、年度内に支払いを終えることが出来ない可能性があること、予防接種台帳システムの改修が年度内に完了しない見込みであることから、必要な予算を繰り越すもので、財源は、全額国の補助金となります。

5 件目、8 款 5 項住宅費。公営住宅建設事業41万円は、さくら団地建設に係る社会資本整備総合交付金対象事業に執行残が見込まれることから、年度間調整により翌年度に繰り越して執行したいとするものです。財源は、国の交付金が 2 分の 1、一般財源が 2 分の 1 となります。

次に、13ページをご覧ください。

議案第 3 条の第 3 表地方債補正で、変更 8 件となります。

一番下段の臨時財政対策債は、発行可能額が示されたことに伴う補正、その他は、事業費確定に伴う限度額の補正となり、起債の方法、利率、償還の方法についての補正はございませんので、お目通しをお願いいたします。

続きまして、補正の内容についてご説明いたします。

はじめに、この度の補正の概要でございますが、令和 5 年度末が近づき事業実績見込み、あるいは、収入の見込みが見えてまいりましたので、これらに合わせる形で予算を補正し、財源の調整を図るといったものが主な内容となります。

したがって、補正の項目が多岐に亘ることとなりましたので、議案第 5 号関係資料として、歳出一覧表をお手元に配付させていただきましたので、こちらも併せてご参照いただきたいと思います。

資料右端の欄に補正理由の欄がございますので、ここに、実績見込みによる減額と記されております事業は、執行残が発生する見込みであることから、これを減額補正するもので、説明を割愛させていただきます。

また、補正理由欄に財源更正と記載している事業は、財源の組み替えのみを行う事業で、補正額はございませんので、同様に説明を割愛させていただきます。

それでは、歳入歳出予算補正事項別明細書により、歳出からご説明をいたします。

議案書の、はじめに62ページをお開き願います。

2 款 1 項 3 目財産管理費。補正額 2 億7,830万 9 千円。財源は、その他財源86万 2 千円、一般財源 2 億7,744万 7 千円で、基金運用収入、J R 札沼線跡地整備等推進基金繰入金、これらは実績見込みに合わせての補正、雑木売払収入27万 8 千円は、支障木となった J R 札沼線防風林の販売収入となります。

内容を申し上げます。

10番、公共施設整備基金積立金 3 億円は、予算に剰余が見込まれることから、今後予定される公共施設の長寿命化を円滑に進めるための資金として積み立てを行いたいとするものです。

次に、66ページになります。

3 項 1 目戸籍住民登録費。補正額730万 3 千円。財源は、国道支出金737万 5 千円、一般

財源7万2千円の減額で、事業実績見込みによる補助金減額と、社会保障・税番号制度システム整備費補助金898万5千円となります。

補正の内容につきましては、実績見込みによる事業費の減額と、繰越明許費補正で説明しましたように、2番、戸籍総合システム管理事業、4番、総合行政システム管理事業の2事業について、戸籍法などの改正により、各システムの改修が必要となりましたので、所要の経費を計上した上で、令和6年度に繰り越しを行いたいとするものでございます。

続きまして、74、75ページをお開き願います。

3款1項3目障害者福祉費。補正額87万7千円。財源は、国道支出金584万1千円の減額で、実績見込みによる減額、一般財源671万8千円です。

内容を申し上げます。

1番、障害者自立支援事業1,022万7千円は、障害介護給付費、障害児通所給付費の利用日数が増えたことによる増額補正となります。

次に、2項1目児童福祉費。補正額1,047万5千円の減額。財源内訳は、国道支出金が1,194万7千円の減額で実績見込みによるもの、その他財源が4,617万2千円の減額で、財源調整のための基金繰入金の減額、一般財源は4,764万4千円となります。

内容を申し上げます。

2番、出産・子育て応援事業50万円は、事業の対象者を35人と見込んでおりましたが、実績見込みが40人となったことによる増額となります。

10番、保育所広域入所負担金154万7千円は、町外の保育所等で保育が必要となる児童数を、当初予算では4人、24か月分として予算計上しておりましたが、新十津川保育園への入園を希望する転入児童が多くおり、6人、30か月分の見込みとなったことによる増額補正となります。

続きまして、82、83ページをお開きください。

4款2項2目し尿処理費。補正額22万8千円。財源は、すべて一般財源となります。

内容は、石狩川流域下水道組合負担金し尿共同処理分の増額補正で、負担額が確定したことによるものでございます。

続きまして、84、85ページをお開きください。

6款1項2目農業振興費。補正額379万7千円の減額。財源の内訳、国道支出金886万4千円の減額は実績見込みによるもの、その他財源100万円は、企業版ふるさと納税がありましたので、スマート農業推進支援事業に充当するもの、一般財源は406万7千円となります。

内容を申し上げます。

4番、ピンネ農業公社運営負担金560万円は、新規就農者技術修得センターの運営が、昨年夏の異常高温による収穫量の減、人件費、資材費、燃料等の高騰などにより、予想を超えて収益が悪化し、約800万円の損失が見込まれる状況となったことから、ピンネ農業公社に係る本町の運営費負担割合である7割分について予算計上をするものでございます。

続きまして、88、89ページとなります。

7款1項3目地場産業振興費。補正額92万3千円の減額。財源は、その他財源が財源調整のために基金繰入を止めたことにより484万円の減額、一般財源は391万7千円となります。

内容を申し上げます。

1番、交流促進施設等管理運営事業30万2千円は、サンヒルズサライ、レストランのガラスが損傷し、その修繕費が108万4千円となることから、予算の不足分について計上をするものでございます。

続きまして、108、109ページをお開き願います。

12款1項1目元金。補正額1億6,969万1千円。財源は、その他財源が実績見込みに合わせるための補正、一般財源が1億6,978万9千円となります。

内容は、将来の財政負担を軽減するために、総額で1億9,058万4千円の繰上償還を行いたいとするもので、前年度末に行った繰上償還によって未執行となっている予算を差し引いた金額を計上してございます。

以上が、歳出の説明となります。

次に、歳入についてご説明を申し上げます。

議案書につきましては、16ページから57ページとなりますが、歳入につきましては、その多くが歳出の特定財源となっており、事業実績見込みにより整理したものでございますので、ここでは別添の資料により、一般財源の主なものについてご説明を申し上げます。

議案第5号関係資料、横長の資料でございますが、13ページをお開きいただきまして、歳入一覧表、一般財源分をご覧ください。

1款町税につきましては、町民税・個人、法人、固定資産税が増額、軽自動車税の環境性能割が減額となり、全体で2,314万7千円の増の見込みとして計上いたしました。

2款自動車重量譲与税から11款地方交付税まで、飛びまして一番下段、21款の宝くじ交付金から、次のページ最後の23款自動車取得税交付金までは、実績見込みによる補正となります。

13ページに一度お戻りいただきまして、17款有価証券売払収入31万9千円については、本町が保有する北海道曹達株式会社の株式について、同社から株主に対して、買取りの募集がありましたので、町が保有するすべての株の売却申し込みを行いました。応募が多くあり、1,500株のうち1,451株が買い取りとなったものでございます。

なお、買取りの単価につきましては、1株の額面50円に対し220円となっております。

19款財政調整繰入金は、補正に係る財源調整のため減額するもので、今後、予算額全額を繰り入れた場合の基金残高は、約7億4,880万円となる見込みとなっております。

以上、一般会計補正予算の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で議案第5号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第6号の上程、説明

○議長（小玉博崇君） 日程第10、議案第6号、令和5年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第3号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程をいただきました議案第6号、令和5年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第3号。

令和5年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第3号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ280万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,383万5千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

なお、内容につきましては副町長から説明申し上げますので、議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 寺田佳正君登壇〕

○副町長（寺田佳正君） ただいま上程いただきました議案第6号、令和5年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第3号の内容をご説明申し上げます。

議案書の114ページ、115ページは、議案第1条第2項の第1表歳入歳出予算補正でございまして、補正の款項の区分及び金額となりますので、お目通しをお願いいたします。

続いて、補正の内容についてご説明申し上げます。

この度の補正につきましては、歳入歳出とも実績見込み額に合わせる形で予算を補正し、財源の調整を図りたいとするものです。

補正の内容は、議案書の118ページからの歳入歳出予算補正事項別明細書に記載のとおりとなりますが、議案第6号関係資料として、歳入、歳出の一覧表を配付させていただきましたので、こちらを使って説明させていただきます。

横長の資料でございます、資料の15ページをお開き願います。

はじめに上段、歳出でございますが、国民健康保険事業広域連合負担金のほか、各事務費について、実績見込みに伴う減額を行うとともに、基金利子の積立を行いたいとするものでございます。

次に、下段、歳入、一般財源ですが、1款一般被保険者国民健康保険税、5款繰越金、6款広域連合支出金については、実績見込みよる増額補正で、これらと歳出の補正に伴う財源調整として、4款一般会計繰入金、国民健康保険事業基金繰入金を減額補正したいとするものとなります。

以上、国民健康保険特別会計補正予算の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で議案第6号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第7号の上程、説明

○議長（小玉博崇君） 日程第11、議案第7号、令和5年度新十津川町後期高齢者医療特

別会計補正予算第2号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程をいただきました議案第7号、令和5年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号。

令和5年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ305万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,744万5千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

なお、内容説明につきましては副町長より行いますので、議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 寺田佳正君登壇〕

○副町長（寺田佳正君） ただいま上程いただきました議案第7号、令和5年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号の内容についてご説明を申し上げます。

議案書の126ページ、127ページは、議案第1条第2項の第1表歳入歳出予算補正でございまして、補正の款項の区分及び金額となりますので、お目通しをお願いいたします。

続いて、補正の内容についてご説明いたします。

補正の内容は、議案書、130ページからの歳入歳出予算補正事項別明細書に記載のとおりとなりますが、議案第7号関係資料として、歳入、歳出の一覧表を配付させていただきましたので、こちらで説明をさせていただきます。

資料の16ページをお開き願います。

はじめに上段、歳出についてですが、後期高齢者医療広域連合負担金の実績見込みに合わせて、減額補正を行うものでございます。

次に、下段、歳入、一般財源ですが、1款後期高齢者医療保険料の減額及び5款繰越金の増額は、実績見込みによるもの、これらと歳出の補正に伴う財源調整として、3款一般会計繰入金の減額補正をしたいとするものでございます。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で議案第7号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第8号の上程、説明

○議長（小玉博崇君） 日程第12、議案第8号、令和5年度新十津川町下水道事業会計補

正予算第4号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程いただきました議案第8号、令和5年度新十津川町下水道事業会計補正予算第4号。

（総括）

第1条、令和5年度新十津川町下水道事業会計補正予算第4号は、次に定めるところによる。

次条以降の内容の説明につきましては、副町長が申し上げますので、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 寺田佳正君登壇〕

○副町長（寺田佳正君） ただいま上程いただきました議案第8号、令和5年度新十津川町下水道事業会計補正予算第4号の内容をご説明申し上げます。

補正の内容は、議案書、136ページ、137ページの下水道事業会計補正予算実施計画に記載のとおりとなりますが、議案第8号関係資料として、歳入、歳出の一覧表を配付させていただきましたので、こちらで説明させていただきます。

資料の17ページをお開き願います。

款番号にAと付されているものは、収益的収入及び支出、Bと付されているものは、資本的収入及び支出を表しておりますので申し添えさせていただきます。

はじめに、上段、歳出ですが、A1款1項、減価償却費80万5千円の減額は、公営企業会計に移行する際の固定資産台帳に一部、計上誤りがあり修正を行ったことによるものでございます。

A1款2項、消費税及び地方消費税388万8千円の減額は、令和5年度の実績見込みによる減額となります。

A1款3項、その他特別損失56万6千円の減額は、令和4年度分消費税及び地方消費税の確定による減額となります。

B1款1項、管渠建設改良費262万円の減額、流域下水道負担金778万6千円の減額は、実績見込みによるものでございます。

同じく、処理場改良費2,000万円の増につきましては、補助事業の年度間調整制度により、花月地区排水処理場の機械・電気設備工事に追加割当があったことから、所要額を増額補正するもので、財源は、補助金と企業債、それぞれ2分の1となります。

なお、この事業費につきましては、年度内の執行が困難なことから、令和6年度に繰り越しを行った上で、次年度予算と一体的に執行する予定としております。

次に、下段、歳入、一般財源についてですが、歳出の補正に伴う財源調整として、収益的収入、資本的収入に係る他会計補助金をそれぞれ減額したいとするものでございます。

以上、下水道事業会計補正予算の内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜

りますようお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で議案第8号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第9号の上程、説明

○議長（小玉博崇君） 日程13、議案第9号、公の施設の指定管理者の指定の期間の変更についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程いただきました議案第9号、公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について。

新十津川町新規就農者技術修得センターの指定管理者の指定について、次のとおり変更する。

下段でございます。提案理由でございます。

公の施設の指定管理者の指定の期間を変更するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。

指定の期間。

（1）変更前、平成31年4月1日から平成36年3月31日まで。

（2）変更後、平成31年4月1日から令和7年3月31日まで。

内容の補足について説明申し上げます。

新規就農者技術修得センターの指定管理につきましては、一般財団法人ピンネ農業公社が平成31年4月1日から令和6年3月31日までの5年間、指定管理を無償で受けております。

この間行ってきた業務といたしましては、町内のミニトマトやメロンなどの生産者のための苗の斡旋品の生産、販売。そして、斡旋品以外に従業員の年間雇用を維持するための夏場のミニトマトや冬場に椎茸を栽培し、販売をしております。

本年度、令和5年度は、指定期間満了を迎える年となりましたので、昨年秋から新たな指定管理に向けた準備を進めて参りましたが、本年1月23日にピンネ農業公社から、本年度の習得センターの収支見込みが、先のミニトマトや椎茸などの販売業績が昨年の異常気象などの要因から不振となり、約800万円のマイナスになるという説明があり、本年度の対応として、ピンネ農業公社や農協と協議を重ねてきたところでございます。

その協議の結果、改めて指定管理者を公募するには時間的余裕がないことから、令和6年度中に令和7年度以降の施設管理の在り方を3者で検討することを条件に、現行のピンネ農業公社と指定管理期間を1年だけ延長することで合意に達したところでございます。

これを受け、新規就農者技術取得センターとしての機能を整理するための検討を行うため、指定管理の期間を令和7年3月31日まで1年間の延長をしたいとするものでございます。

以上、提案理由と内容の説明とさせていただきます。議決賜りますよう、よろしくお願

いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で議案第9号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎選挙第1号の上程、説明、質疑及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程14、選挙第1号、新十津川町選挙管理委員及び新十津川町選挙管理委員補充員の選挙についてを議題といたします。

議会事務局長より、提案理由並びに内容の説明をさせます。

議会事務局長。

〔議会事務局長 窪田謙治君登壇〕

○議会事務局長（窪田謙治君） ただいま上程いただきました選挙第1号、新十津川町選挙管理委員及び新十津川町選挙管理委員補充員の選挙について、提案理由並びに内容の説明を申し上げます。

新十津川町選挙管理委員会委員長から、地方自治法第182条第8項の規定により、委員及び補充員の任期満了に伴う選挙について通知があったことから、同法第182条第2項の規定により、委員4名、補充員4名の選挙を行う必要がございます。

なお、それぞれの任期は、令和6年3月22日から4年間でございます。

以上、提案理由並びに内容の説明とさせていただきます。

○議長（小玉博崇君） 提案理由並びに内容の説明を終わります。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」という人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することとしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」という人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

（午前11時50分）

〔資料配付〕

○議長（小玉博崇君） 休憩をとり、会議を再開いたします。

（午前11時52分）

○議長（小玉博崇君） それでは、選挙管理委員を指名いたします。

選挙管理委員には、吉田涼一、十河真由美、続木真由美、本庄政夫、以上4名の方を指名いたします。

なお、生年月日及び住所につきましては、議案に記載のとおりでございます。
お諮りいたします。

ただいま指名した4名の方を選挙管理委員の当選人とすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、吉田涼一氏、十河真由美氏、続木真由美氏、本庄政夫氏、以上4名の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員を指名いたします。

選挙管理委員補充員には、齋藤信也、橋本賢明、中村範孝、側哲博、以上4名の方を指名いたします。

なお、生年月日及び住所につきましては、議案に記載のとおりでございます。

お諮りいたします。

ただいま指名した4名の方を選挙管理委員補充員の当選人とすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、齋藤信也氏、橋本賢明氏、中村範孝氏、側哲博氏、以上4名の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充の順序について、お諮りいたします。

補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、補充の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（小玉博崇君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、明日8日は、午前10時から開会いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日の本会議はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前11時54分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和6年第1回新十津川町議会定例会

令和6年3月8日（金曜日）

午前10時開会

◎議事日程（第2号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 例月現金出納検査結果報告
- 第3 町政執行方針
- 第4 教育行政執行方針
- 第5 議案第10号 新十津川町監査委員条例及び新十津川町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
(内容説明まで)
- 第6 議案第11号 新十津川町除雪サービス事業に関する条例の一部改正について
(内容説明まで)
- 第7 議案第12号 新十津川町ふるさと公園屋外体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
(内容説明まで)
- 第8 議案第13号 指定管理者に管理を行わせる公の施設の所在地及び名称の変更について
(内容説明まで)
- 第9 議案第14号 令和6年度新十津川町一般会計予算
(概要説明まで)
- 第10 議案第15号 令和6年度新十津川町国民健康保険特別会計予算
(概要説明まで)
- 第11 議案第16号 令和6年度新十津川町後期高齢者医療特別会計予算
(概要説明まで)
- 第12 議案第17号 令和6年度新十津川町下水道事業会計予算
(概要説明まで)

◎出席議員（10名）

- | | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 加藤敏晃君 | 2番 | 工藤健君 |
| 3番 | 深瀬美奈子君 | 4番 | 三師優美君 |
| 5番 | 大畠光敬君 | 7番 | 杉本初美君 |
| 8番 | 鈴井康裕君 | 9番 | 樋坂里子君 |
| 10番 | 西内陽美君 | 11番 | 小玉博崇君 |

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	谷 口 秀 樹 君
副町長	寺 田 佳 正 君
教育長	久保田 純 史 君
代表監査委員	岩 井 良 道 君
監査委員	奥 芝 理 郎 君
総務課長	久保田 篤 司 君
住民課長	長 島 史 和 君
保健福祉課長	坂 下 佳 則 君
産業振興課長兼	
農業委員会事務局長	小 松 敬 典 君
建設課長	千 石 哲 也 君
会計管理者	内 田 充 君
教育委員会事務局長	鎌 田 章 宏 君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	窪 田 謙 治 君
--------	-----------

◎開議の宣告

○議長（小玉博崇君） 皆さん、おはようございます。

ただいま、出席している議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（小玉博崇君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小玉博崇君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、1番、加藤敏晃議員。2番、工藤健議員。両議員を指名いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小玉博崇君） 日程第2、例月現金出納検査結果報告を行います。

例月現金出納検査結果報告につきましては、お手元に配付のとおりでございます。以上で報告を終わり、報告済みといたします。

◎町政執行方針演説

○議長（小玉博崇君） 日程第3、町政執行方針演説を行います。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） 改めまして、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、令和6年度町政執行方針を申し上げます。

はじめに。

令和6年第1回新十津川町議会定例会の開会に当たり、町議会議員並びに町民の皆さまに、町政執行への私の所信と主要施策の一端を申し上げます。

昨年の統一地方選挙におきまして、町民の皆さまから温かいご支援の下、町政を担う立場となってから早1年が経過しようとしています。

この1年間を振り返りますと、世界情勢にあっては侵攻や紛争が絶えない影響が経済にまで及び、日本国内においても物価は依然として高止まりしております。

また、従前から叫ばれてきました人口減少や少子高齢化といった課題に加え、各業界では働き方の見直しや改善が進められており、今後、担い手の不足は深刻化する見込みで、物流の2024年問題に代表されるように、住民生活にも大きな影響を及ぼす時期が近づいて来ております。

令和2年から続いてきたコロナ禍は、昨年5月の5類移行によって一旦の区切りを迎えた印象こそありますが、それ以前まで当たり前だった地域で集まる機会が元どおりには

なっていないなど、地域コミュニティにまだまだ大きな影響を及ぼしております。

さらには、気候の方に目を向けますと、世界各地で異常とも言える気温上昇が散見され、地球沸騰化という言葉聞いても違和感がないほどの状況下であり、昨夏は北海道でさえも耐え難い暑さを感じる日々がありました。

台風や線状降水帯の発生による短時間集中豪雨は全国各地に水害の発生やそれに伴う土砂災害を引き起こし、特に年明けに能登半島を襲った地震では、大災害を境に一瞬で日常が失われる怖さを改めて思い知らされたところでございます。

以上のように、私が就任して以降の短い期間を振り返るだけでも、世の中ではこれまでの経験では推し量ることのできない出来事が毎日のように起こり、社会の有りようも刻々と変化しています。

ただ、このような状況下にあっても、新十津川町にお住まいの皆さまが安心して、明るい笑顔とともに地域で暮らし続けられるよう、町政の運営にこれからも全力を尽くしてまいり所存でございます。

令和6年度の町政執行の重点でございます。

令和6年度は、新十津川町第6次総合計画の3年次目を迎えます。計画に示すまちの将来像である「新たな未来へ ともに歩もう つながる絆 かわらぬ自然と笑顔のまち」を目指していく中で、先に申しあげました諸課題にも対応していくべく、令和6年度の町政執行に当たり重点として取り組む内容について申し上げます。

まず、第1にゼロカーボンの推進であります。地球環境の変化に基づく課題につきましては、世界全体で考え取り組んでいくことが基本的なスタンスではありますが、突き詰めていきますと個々の行動の積み重ねでもあります。たとえ本町のように規模の小さなコミュニティであっても、できる限りの環境行動を進めていく責務があることから、町の各事務事業におきましても温室効果ガス排出量の抑制を図るよう努めていきますとともに、町民一人ひとり、あるいは地域や各団体にあっても、それぞれが地球の置かれている状況や環境の大切さに関心を持ち、環境を守るための行動を具体的かつ主体的に動き始められるよう取り組んでまいります。

第2といたしまして、子育て支援と教育の充実であります。これまで本町においては、定住促進施策が奏功し人口減少の抑制が図られており、このことに伴いまして子育て世帯にも多く転入していただいております。元よりお住まいの方々も含め、子育て世帯への支援策について、予防接種費用などの健康保持に係る分野において制度を拡充してまいります。加えて、町内での買い物に対するポイント上乘せ拡充及び健やかな学校生活を支える給食の全額無償化につきましても引き続き実施してまいります。

また、教育の充実の面では部活動の地域移行という大きな転換期を控え、学校、地域、教育委員会といった関係者間で課題や情報を共有し、協働の意識の下で協議を進めていけるよう連携を深めてまいります。生涯学習については、その活動拠点となる文化・スポーツ施設の改修や環境向上に取り組んでまいります。

第3といたしまして、持続可能な農業と商工業を中心とした産業の振興でございます。本町は、農業と商工業に対しまして他のまちに負けない支援策を展開しております。引き続き支援をしていくことで町内産業の安定経営や発展を後押しし、農商工に携わる事業者や団体が元気に活躍できるよう努めてまいります。

また、ゼロカーボンにも大きく寄与することが期待される森林につきましては、その効果を発揮できるよう林産業への支援を拡充してまいります。

リニューアルして注目を集め来園者が増えたふるさと公園につきましては、さらなるPRを展開していくことや来園者に対するサービスの向上に取り組み、まちの情報発信力の強化やイメージアップに繋げ交流人口の拡大を図ってまいります。

第4といたしまして、安全で安心なまちづくりでございます。将来にわたる快適で便利な暮らしの実現に向けデジタル技術の活用を図り、特に2年目を迎える新十津川ドローンプロジェクトの円滑な推進に努めてまいります。

また、日常がいかにも過ごしやすくても、想定していない事態が起こるとその生活は一変します。何も起こらないことが何よりですが、いざというときの救急、救命体制をより万全なものとしていくとともに、大きな災害などに見舞われた際の想定を一定程度定めた上で、準備しておくべき備蓄物資の整理、地域の自主防災組織の運営力の強化、一人ひとりの平時からの備えや防災意識の向上を図ってまいります。

また、災害時に道路などのインフラがダメージを受けてしまうと、避難そのものや支援の道が寸断されてしまうことから、自然災害への耐性向上に資する主要道路の無電柱化について本町としてのプランづくりに着手してまいります。

最後に、第5としまして、コミュニティの活性化でございます。もっと住みよいまち、もっと明るく元気なまちを目指す上で、一番大切なのが地域コミュニティであります。地域は人の集まりで形成されています。その一人ひとりが地域の中で声を掛け合い、笑顔を交わし、助け合っていくことが、心身ともに健やかで生きがいを持って暮らせることに繋がります。最終的に地域共生社会の理念にも通ずるまちづくりの姿が実現していくものと考えております。コロナ禍が長引いたことによって、以前までと比べますと地域の集まり、イベントなどの活動が停滞しているように感じております。このことに対し、地域の活動を推進していくため、地域コミュニティの拠点である行政区会館をより快適に利用できるよう施設環境の整備や、地域の皆さまが集まる機会の創出を力強く応援してまいります。

令和6年度の主な施策でございます。

令和6年度の施策について、新十津川町第6次総合計画の6つの目標に沿って、重点事項を中心にご説明いたします。

1、住みやすい暮らしがある。

環境の保全。

昨年6月、新十津川町ゼロカーボンシティ宣言を行い、その取組を示す町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定いたしました。

令和6年度は、本町ならではのゼロカーボンシティ実現への実行元年と位置付け、町民総ぐるみで温室効果ガスの排出削減に向けた大きな一歩を踏み出せるような機運を高めるべく、ゼロカーボンイベントの開催、地域や団体で取り組むリサイクル活動に対する支援の強化、さらには、北海道との連携の下、ご家庭からの二酸化炭素の排出量を見える化するアプリを活用した環境意識の向上を図ってまいります。また、他の分野の施策においても、再生可能エネルギーの導入に対する補助や、施設改修に合わせたLED化など、温室効果ガスの排出削減の取組を進めてまいります。

生活基盤の充実。

人口減少の抑制に向け実施している定住助成と、町内に安心して住み続けていただくためのリフォーム助成について、現在の制度を拡充します。助成金の増額に加え、太陽光発電設備の設置等に対して助成額を加算する仕組みを取り入れ、事業の実施を通じてゼロカーボンの推進にも資してまいります。

公営住宅につきましては、南吉野団地2棟8戸を解体するほか、令和3年度からの6か年計画で進めているさくら団地4棟20戸の建替え事業の第1期工事として2棟10戸を新設いたします。

また、今年1月にドローンスクールが開校し、本格的に始動しました新十津川ドローンプロジェクトは、3か年計画の2年目を迎えます。スクールの本格的な稼働、旧大和小学校跡地などを活用した飛行テストコースの設置、買い物代行サービスの実証、観光コンテンツの開発といった4つの柱を中心に、国の交付金を活用し執り進めてまいります。

交通環境の充実。

地域公共交通の確保につきましては、令和4年度に新たな体系としてから3年目になることから、これまでの乗車実績等の検証を、地域公共交通活性化協議会と情報を共有した中で進め、令和7年度以降の運行体制を整理してまいります。

除排雪体制の充実につきましては、より効率的な作業体制を目指し、除雪ドーザ1台を増強するほか、令和7年の除雪シーズンを見据え、ミニロータリ1台の増強も進めてまいります。

また、特別豪雪地域の本町において、除雪の大変さは各家庭や地域のみならず、行政においても大きな課題の一つです。公共除雪と地域の実情など相互理解を深め、これからのより良い克雪のあり方を地域の皆さんとともに話し合う場を設けていきたいと考えております。

2、笑顔がつづく健康がある。

地域福祉の推進。

子育て支援の充実につきましては、得きっずカードへのポイントの上乗せを、令和6年度においても交付上限を設けず実施し、引き続き子育て世帯の生活を応援してまいります。

保育園につきましては、ここ数年にわたり待機児童が発生する状態にあり、その解消が課題となっております。運営につきましては、令和6年度からも引き続き指定管理者により行うこととなりますが、待機児童の解消に向けては、保育園の安定的な運営と担い手の確保が必要なことから、保育士の加配や確保を図ることに対して、町として必要な支援をしてまいります。

高齢者福祉については、除雪が困難な世帯の緊急時における避難通路等を確保するため町が実施する生活通路等除雪事業と、冬期間の生活環境維持のため除雪費用の一部を助成する除雪費助成事業がありますが、それぞれにおきまして、対象とする世帯要件を拡充し、冬期間の生活の安全安心や快適さを享受しやすい環境整備を進め、福祉の増進に努めてまいります。

健康づくりの推進。

母子保健としまして妊産婦健康診査費用等の助成を継続するほか、不妊治療に対する助成は、現行の治療費助成に加え医療保険適用外の先進医療に係る費用の一部助成を実施してまいります。

インフルエンザの予防接種費用の任意接種対象者への助成については、現在の、妊婦及び中学生以下のお子さんまで助成対象としているものを、高校生のお子さんまでに拡大いたします。

健康の維持と増進に向けた取組として、引き続き成人基本健診の無料化、その他の健診項目や2次健診、がん検診を自己負担500円で受けられる環境を整え、各種の受診率向上を図ってまいります。

また、保健指導を受けた方や指導を受けて生活改善に取り組まれる方にとくとっぷポイントを付与する健康ポイント事業のメニューを拡充し、健康に対する意識をより高めていただけるような環境づくりに努めてまいります。

3、活気あふれる産業がある。

農林業の振興。

本町の産業の基幹である農業に対しましては、これまで推進してきたスマート農業機械の導入について引き続き支援を行い、農業経営を安定して継続できる環境の整備に努めてまいります。

また、本来の美味しい農産物をPRするため、役場庁舎前で旬の農作物などの直売を行う、しんとつかわもぎたて市を今年も実施してまいります。

畜産の振興では、町内産牛のブランド力を高めるための優良血統牛の増産や牛の暑熱対策のための施設環境向上などの取組を支援してまいります。

本町の森林面積は、町全体の実に8割近くを占め、二酸化炭素吸収源としてゼロカーボンの実現にも大きな役割が期待されることから、森林環境譲与税を有効的に活用し、町有林の適正な造林、森林作業道の維持補修や木材の運搬、民有林整備に対する支援のほか、令和6年度からは、効率的な施業を通じ町内における森林整備の促進等に繋がることが期待される高性能林業機械等の導入に対する助成を時限的な制度として実施いたします。

商工業の振興。

商工業では、商工事業者が元気に活動をされることが、明るい商店街やまちの活気に直結することから、商工会を中心とする商工業関係団体が実施する地元消費拡大に向けた主体的な取組に支援をしてまいります。

また、本町における中小企業者への支援制度は充実しているものと自負しており、実際に制度を利用された方からも好評なことから、この制度のPRに努め、町内での起業や新たな挑戦に対して応援をしてまいります。

観光の振興。

観光については、今年度リニューアルオープンしたふるさと公園を核とした事業の実施を、観光協会との連携の中で取り組んでまいります。

ふるさと公園の観光情報誌への掲載やテレビコマーシャルの放映によるPRのほか、公園内の宿泊施設と連携してレンタル用電動自転車を配置してサービス向上を図り、公園内の各施設や市街地を周遊いただくことで町の魅力をより知っていただけるように取り組んでまいります。

また、令和5年度に引き続き、ふるさと公園で実施するミニイベントの開催を支援することで賑わいの創出を図ってまいります。

なお、ふるさと公園の再整備が一区切りしましたことから、公園へアクセスする主要経

路である南5号線及び文京西4線の道路改修事業に着手してまいります。

4、心やすらぐ備えがある。

消防・救急体制の充実。

消防と救急体制については、高規格救急自動車の更新を行い、救急搬送体制を一層盤石なものとしてまいります。

また、訓練用の消火器も更新しますので、地域における防火訓練等を積極的に実施していただきたいと考えております。

老朽化した分団詰所の再整備につきましては、各分団関係者、地域などと協議を深めた上で具体的な計画としてまとめていけるよう努めてまいります。

防災体制の強化。

水害に対する防災力を強化するため、河川や排水路の改修に係る調査設計や河川の計画的な浚渫事業を実施するとともに、地域の河川の環境整備に取り組んでいただいている河川愛護組合の活動に対する支援を強化してまいります。

また、排水機場の設備の維持管理については、緊急時の稼働を確保するため、計画的な点検整備を実施します。

災害時の備えについては、地域において自助と共助の核となる自主防災組織が、避難所運営の初動体制を強化できるよう令和5年度から実施している避難所開設キットの導入研修を、未実施の8つの自主防災組織との連携の下で実施していきます。

また、実際に災害が発生したときのご自身やご家族が取るべき防災行動である「マイ・タイムライン」の重要性について、各研修の機会などに合わせて啓発してまいります。

なお、災害時における食糧や物資の備蓄については、家庭の備蓄を原則としながらも、近年実際に起こった災害の状況や災害時における関係機関等との連携協定の内容とも照らし合わせた上で、地域や行政が準備しておくべき物資の量や支援を受ける体制などについて、改めて整理をしていきたいと考えております。

生活安全体制の充実。

交通安全の推進のため、道路照明については安全面だけではなく、二酸化炭素の削減にも繋がる水銀灯のLED化を進めてまいります。

また、交通安全指導員会、安全・安心推進協会と連携の下、交通安全や防犯のための活動を展開してまいります。

さらに近年は、高齢ドライバーが加害者となる交通事故の発生が顕著であります。痛ましい交通事故の当事者とならないよう、運転に不安を持つ方が運転免許証を返納するきっかけづくりとして、返納された方に対して町内の買い物ポイントや地域公共交通の利用券を交付する事業を開始いたします。

5、未来を叶える学びがある。

学校教育の充実。

学校教育の充実につきましては、学びの拠点である校舎や設備の改修を的確に進めるとともに、ICT技術を活用した学習や特色ある教育の推進を図ってまいります。

生涯学習の充実。

生涯学習の充実につきましては、かぜのびの活動や芸術鑑賞事業の実施による文化活動の推進や、社会教育施設の環境充実のため図書館にエアコンを導入いたします。

また、そっち岳スキー場におきましては、リフト設備等の大規模改修に着手してまいります。

なお、教育分野に係る主要施策につきましては、教育行政執行方針において表明がなされると思いますが、私の立場としましても、総合教育会議の場などを通じ、教育委員会と意思を一つにしてスクラムを組みながら、未来を叶える学びがあるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

6、助け合う絆がある。

住民協働の推進。

住民活動の促進につきましては、地域コミュニティ活動の拠点である行政区会館をより快適に利用できるようエアコンの設置に対する支援を行います。

また、地域で集まり交流する機会の創出に向け、新たなイベントの開催や中止していたイベントの復活などに対する支援を行い、コロナ禍によって中止や縮小を余儀なくされてきた地域活動の巻き返しを力強く後押ししてまいります。

情報発信・広聴活動の強化としまして、町のPR冊子を更新し全道各地に配布するほか、冊子のデジタル版を町ホームページに掲載し発信に努めます。また、各地域に訪問させていただくまちづくり懇談会につきましては、令和5年度はWEBによる参加方式を取り入れました。新年度につきましては、町の公式LINEの登録者を増やした上で、その機能を活用したアンケートや意識調査といった広聴の手法を取り入れ、より多くの町民の皆さまの声を聴かせていただけるよう工夫をしてまいります。

健全財政の堅持。

ここまで示させていただきました各施策に取り組んでいくためには、町民の皆さまから預かった税金を含む多額の財源を投入していくこととなります。予算を編成したことで終わりとすることなく、各施策が最大の効果を発揮できるようさらに努力と創意工夫を凝らしながら予算を執行していくことが、将来にわたる健全財政の維持に繋がっていくものと考えております。

また、先んじて実施した町税や保育料のコンビニエンスストアでの納付に加え、令和6年度には下水道、公営住宅の使用料も納付できるようにしてまいります。

加えて、国の交付金を活用し、コンビニエンスストアで住民票と印鑑証明書の交付を受けられるようにするほか、役場の戸籍窓口では、諸証明の交付に係る手数料の支払い方法にキャッシュレス決済を加えるなど、デジタル技術を取り入れた利便性の向上を図ってまいります。

おわりに。

以上、令和6年度の町政執行に際し、私の所信を述べさせていただきました。

新年度予算として計上した事業につきましては、責任と覚悟を持ち、最大の事業効果を目指し執行してまいります所存ですが、これは私一人の力だけで達成できるものではございません。

就任以来、私のモットーとしている「対話を通じて物事を進めていく大切さ」を忘れることなく、町民の皆さま、町議会議員の皆さま、町内各団体、町職員との対話を通じ、まちづくりを進めていきたいというふうに考えております。

また、社会が目まぐるしく変化をしていく中、新年度におきましても新たに発生する課

題や、実際に事業に取り組んでみて初めて見つかる課題もあろうかと思えます。それらの課題については、即座に対応できるものと次年度以降に改善すべきものに大きく二分されますが、いずれにしても丁寧な対話を経て、改善に向かって柔軟に取り組んでいける行政運営を心掛けてまいります。

結びに、町議会議員の皆さま並びに町民の皆さまのご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。令和6年度の町政執行方針とさせていただきます。

どうぞよろしくお祈りを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上をもちまして、町政執行方針演説を終わります。

◎教育行政執行方針演説

○議長（小玉博崇君） 日程第4、教育行政執行方針演説を行います。

教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

○教育長（久保田純史君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、令和6年第1回町議会定例会の開会に当たり、教育委員会所管行政の執行に関する主要な方針と施策を申し上げます。

現代は予測不可能で激動する時代です。

そのため、希望を持ち、たくましく生きる力を身に付け、郷土の誇りを胸に、グローバルな視点を持ち、どんな環境でも自分らしく輝く人材の育成が非常に重要です。

情報技術の進歩や先行き不透明な国際情勢の変化など、刻一刻と変化する時代にあっても、新十津川町第6次総合計画の目標である「未来を叶える学びがある」まちを実現するため、全力で取り組んでまいります。

それでは主要政策の学校教育の充実と生涯学習の充実について申し上げます。

学校教育の充実。

確かな学力の育成。

基礎的な学力の確実な定着だけでなく、一人ひとりの能力、適性等に合わせて、学習への意欲を高め、興味をもって学ぶ環境を充実させてまいります。

様々な教育課題、多様化する教育ニーズに対応し、子どもたちの学力を向上させていくことを目的として、少人数指導などの授業、家庭学習の充実や習慣化に向けた支援を行う学習支援サポーターを配置します。

小学校高学年においては、国語、算数など複数の教科について、専門性を有する教員が担当教科ごとに指導を行う教科担任制を実施します。

さらに、中学生においては、主要教科における学習指導による基礎学力の定着を図るための学力向上推進講師、実技指導教科免許を持つ専科指導講師を配置します。

また、特別な支援を必要とする生徒に対し、個に応じた適切な支援を行うため、中学校においても、新たに支援員を配置します。

グローバル化が進む中で必要となる英語教育につきましては、ALTの任期満了に伴い、新たなALTを招致し、2人体制で、リスニング能力を中心に英語力の向上に取り組んでまいります。

継続して実施している各種検定助成につきましても、語彙力の向上や漢字能力の向上を

促進するため、小学6年生及び中学生には漢字検定の検定料を、中学生の着実な英語力向上を促進するため、中学3年生には3級以上の英語検定の検定料を全額助成いたします。

現在、学習指導要領を踏まえ、GIGAスクール構想で整備された1人1台の端末を活用した授業を行っております。

すべての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現のため、ICT環境の充実や教職員の指導力の向上などの環境整備を進め、教科指導等においてICTを適切に活用し、学習への興味、関心を高めるなどして、教育の質を向上させ、子どもたちの情報活用能力の育成を図ります。

また、児童生徒一人ひとりが社会的、職業的自立するために必要な資質と能力の習得が図られるよう様々な分野に興味をもち、好奇心や探求心を養うために、充実したキャリア教育を行います。

文化伝習館での陶芸授業や赤平市植松電機様のご協力をいただいているロケット教室など、もっと深く知りたいと思う知的好奇心を刺激する授業のほか、中学生は町内事業者の協力を仰ぎながら職業体験を実施します。

さらに、スマート農業をはじめとする最先端の農業技術に触れ、本町の基幹産業である農業の魅力、可能性を学ぶ機会として、小学4年生を対象に、北海道ポールパークFビレッジにある農業学習施設クボタ・アグリ・フロントを訪問します。

また、郷土のことをより具体的に学び、地域社会の一員としての自覚を持ち、郷土に対する誇りと愛着を育てる教材である社会科副読本を6年ぶりに改定し、令和7年度の授業から使用いたします。

豊かな心の育成。

本年、誰もが新しい年の平穏と多幸を願う元日に、石川県の能登半島を大地震が襲いました。

いつ起こるかわからない災害から、かけがえのない命を守り、生きる力を育むため、本年も引き続き、防災教育の充実を図ってまいります。

小学生については、防災かるたやダンボールベッドの作成など、学年別に1日防災学校を行うほか、中学生については、震災の記憶、教訓を風化させないために、東日本大震災の被災地である東北を修学旅行で訪れます。

震災の歴史は忘れてはならないことであり、被災地を訪れることで、悲惨さばかりでなく、被災された方々を思いやる心、優しい気持ちを育むことができるものと期待しております。

なお、修学旅行に係る保護者負担額が一定額を超える場合には、増加分について支援を行ってまいります。

健やかでたくましい心身の育成。

心身の健康を保持し、育成していくために、食は大切な要素であることから、安全、安心で美味しい学校給食の提供に努めてまいります。

学校給食の安定的な提供を確保するため、調理機器の更新を図るほか、調理業務については、経験と実績のある民間企業に引き続き委託して実施いたします。

また、保護者の経済的負担を軽減する目的で、昨年8月から実施している学校給食費の完全無償化も継続してまいります。

信頼される学校づくりの推進。

小中連携は、中学校進学への不安感を取り除き、中学校への親しみを感じる効果があるほか、小中学校の教職員が、お互いの情報交換をして、指導内容や指導方法の理解を深めることができることから、乗り入れ授業など、義務教育9年間を見通した小中学校の連携を図ってまいります。

中学校の部活動地域移行に向けては、令和6年度と令和7年度を地域移行に向けた準備期間とし、生徒一人ひとりにあった放課後活動の在り方を念頭に、関係団体や保護者との協議を進めてまいります。

また、令和6年度においては、地域での受け皿となる少年団、スポーツクラブなどと、中学生の受入可能性についての意見交換を行い、保護者、教員へのアンケート調査を実施いたします。

地域全体で子どもたちを守り育てる体制づくりの推進。

新十津川農業高校が、地域での行事や交流を通して、地域に根ざした学校として、今後とも存続していくための様々な取組に対し、活動経費の一部を支援してまいります。

また、学校と地域が連携、協働し、魅力的な教育活動を実現していくため、新十津川農業高校と共に、コミュニティ・スクールの導入に向けて検討してまいります。

誰一人取り残すことのない教育環境を実現するため、経済的理由などに左右されず、安心して教育が受けられるように、小中学生の就学援助や大学などへの進学を支援する無利子の奨学金貸付制度を継続実施いたします。

また、将来を担う人材の育成や、切れ目のない子育て支援を目的として、公共交通機関を利用して高等学校等に通学する高校生の保護者に対し、通学に要する費用の一部を助成します。

生涯学習の充実。

社会教育には、地域住民一人ひとりのもつ資質や能力を高め、その力を地域活動に生かす「人づくり」、その活動が地域の活性化につながる「地域づくり」、それら地域の活動を通じてつながる「絆づくり」という大きな目的があります。

それら目的を達成するため、第8期新十津川町社会教育実施計画に基づく6つの領域により事業を展開してまいります。

社会の変化に対応した学習活動の提供。

町内で活動する社会教育団体につきましては、各団体ともに役員不足や高齢化による会員減少などの状況にあります。

各団体と連携を図り、新規会員の加入について取り組んでまいります。

また、参加年代に応じた活動内容の把握と支援のほか、団体の存在と活動内容を知ってもらうPR活動を行うなど、積極的な広報活動、情報提供を継続して行ってまいります。

本町誕生の歴史を学び母村十津川と交流を図ることは、単に歴史を客観的に理解するだけでなく、今に至るまでの人々の悲しみや喜びにも思いを巡らし、それらを基礎として何かを学び取るきっかけにもなります。

令和6年度からの児童生徒母村訪問事業は、対象者を中学生のみとし、事前に学習を計画的に行うことで、より効果を高める研修といたします。

また、教職員の働き方改革を推進するため、随行者は、教育委員会職員が主体となって

行います。

青少年教育を推進する地域教育の充実。

地域における青少年の社会環境の整備や家庭教育の振興を目指し、青少年健全育成のつどいの開催や研修会を実施するなど、青少年健全育成町民会議と連携を図り、地域全体で青少年教育に取り組んでまいります。

シニア世代の学習活動の支援。

実生活に即した教養の向上を図ることで、シニア世代の趣味活動や社会参加、そして、生きがいを高めることや仲間づくりを目的に、ふるさと学園大学を開校します。

カリキュラムは、シニア世代に興味を持ってもらえるような幅広い内容とするほか、参加者の増加を図るため、大学に入学していない方も参加できるオープンカレッジやお試し入学日を設け、シニア世代が学びのきっかけをつかめる取組を進めてまいります。

また、地域において世代を超えたつながりや相互理解を高めるため、世代間交流を図ることができる軽運動やニュースポーツなどを、シニア世代にも浸透を図る取組を進めてまいります。

豊かな心を育む読書活動の推進。

生涯学習の場としての機能を持つ図書館について、快適な環境のもとで学習、読書活動を行えるよう冷房設備を導入します。

夏季の環境改善を図るだけでなく、特色ある講演会、コンサート、講座の開催など、魅力的なイベントを開催して、より多くの方に図書館に足を運んでもらえるような事業を展開してまいります。

令和6年度は、新十津川町子どもの読書活動推進計画第3期の最終年となりますので、子どもが主体的に読書活動を行えるように、アンケートなど様々な方法で子どもの視点にたった推進計画を策定してまいります。

芸術・文化活動に親しむ機会の充実。

芸術・文化に触れる機会の提供と、地域の方々が主体的に行っている芸術・文化活動の支援と成果を発表する場の充実に努めてまいります。

鑑賞事業につきましては、様々な楽器による演奏が融合した音楽のほか、民謡、クラシック、ピアノなど、様々なジャンルで幅広い世代が楽しめるコンサートを開催いたします。

芸術は楽しさや感動、豊かな人間性を育むために重要なものであることから、感性を養い、豊かな発想力や造形技術を身に付けるため、小学4年生を対象とした芸術授業を、小学校と共同で実施いたします。

また、アートの森彫刻体験交流促進施設かぜのびと連携し、道内外で活躍するアーティストを講師として招き実施するアート塾を開催いたします。

健康維持と技術力の向上を図るスポーツ活動の促進。

スポーツ施設につきましては、経年による劣化や損傷などが見受けられる状態にありますので、適切な状態を維持し、適正な管理に努めてまいります。

そっち岳スキー場につきましては、リフトの安全な運行を継続するため、モーターや制御盤などのリフト制御装置一式と受電設備のほか、LED照明などを3年間で更新いたします。

さらに、スポーツセンターにおきましても、安定的に送電を行うため、老朽化した受電設備を更新いたします。

また、老朽化している、ふるさと公園テニスコートを閉鎖し、全天候型のピンネテニスコートに機能を集約することにより、将来にわたって適切な維持管理を行ってまいります。

生涯にわたり健康で明るく、豊かで活力に満ちた生活ができるよう新十津川町生涯スポーツ推進計画に基づき、新十津川スポーツクラブを始めとする関係機関と連携して、ウォーキングや体操など、手軽に行える運動の推進を図り、主体的に1日1回の運動を目標とする「1・1運動」を普及してまいります。

さらに、令和5年度に整備したピンネスタジアムにおいて、北海道日本ハムファイターズによる野球教室を開催するほか、文化スポーツ少年団が自主的に開催する専門家による各種教室についても助成を行ってまいります。

また、スポーツへの関心や参加意欲を高め、スポーツの振興を図ること、保護者の経済的負担を軽減することを目的とした文化スポーツ活動大会参加費助成金について、夢に向かって頑張っているすべての町内の児童生徒を対象として実施いたします。

おわりに。

以上、令和6年度の教育行政執行に当たり、主要な施策の一端を申し上げました。

先人のたゆまぬ努力によって築かれた郷土に愛着と誇りをもち、さらなるまちの魅力を創造できる人材の育成を目指し、学校教育と社会教育が協働し、町民一人ひとりが生涯にわたって、豊かに学ぶ環境を構築していくため、学校、家庭、地域はもとより、関係機関や団体と連携を図りながら、充実した教育行政に取り組んでまいります。

町民の皆さま並びに町議会議員の皆さまのご理解とご協力を心からお願い申し上げ、教育行政執行方針といたします。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（小玉博崇君） 以上をもちまして、教育行政執行方針演説を終わります。

ここで、11時10分まで休憩といたします。

（午前10時57分）

○議長（小玉博崇君） 休憩をとり、会議を再開いたします。

（午前11時10分）

◎議案第10号の上程、説明

○議長（小玉博崇君） 日程第5、議案第10号、新十津川町監査委員条例及び新十津川町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程をいただきました議案第10号、新十津川町監査委員条例及び新十津川町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について。

新十津川町監査委員条例及び新十津川町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

下段でございます。提案理由でございます。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要があるため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。新旧対照表7ページも併せてご覧いただきたいというふうに思います。

今回の改正は、地方自治法からの引用条項の変更に伴い、新十津川町監査委員条例及び新十津川町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正するもので、新旧対照表の第1条関係は、町監査委員条例に関するもの、第2条関係は、町下水道の設置等に関する条例に関するものでございます。

議案にお戻りをいただきまして、附則でございます。

この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上、提案理由と内容の説明とさせていただきます。議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で議案第10号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第11号の上程、説明

○議長（小玉博崇君） 日程第6、議案第11号、新十津川町除雪サービス事業に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程をいただきました議案第11号、新十津川町除雪サービス事業に関する条例の一部改正について。

新十津川町除雪サービス事業に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

議案145ページをご覧いただきたいと思います。

提案理由でございます。

冬期間の緊急時における避難等の通路を確保するための除雪の支援について、対象となる障害者の範囲を拡大することにより、その安全かつ安心な生活環境の確保を図るため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては保健福祉課長から説明いたしますので、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

〔保健福祉課長 坂下佳則君登壇〕

○保健福祉課長（坂下佳則君） ただいま上程いただきました議案第11号、新十津川町除雪サービス事業に関する条例の一部改正についての内容の説明を申し上げます。

この条例は、在宅で生活する方で、自力で除雪作業が困難な方に対して、冬期間の緊急時における避難通路等を確保するために、町が除雪の支援をする事業でございまして、今

回の条例の改正につきましては、この事業の対象となる世帯の範囲を拡大するものほかに、利用料の見直し、及び条例の目的を明確化するための改正を行うものでございます。

新旧対照表9ページも併せてご参照願います。

標題の改正及び第1条の改正につきましては、条例の目的を明確にするための改正で、標題を新十津川町除雪困難世帯生活通路等除雪支援事業に関する条例に改め、第1条の目的につきまして「除雪サービス」を「冬期間の緊急時における避難等の通路を確保するための除雪の支援」とするものでございます。

第2条は、対象者に関する規定を改正するものでございまして、これまで対象世帯要件であった70歳以上の方、18歳未満の方、身体障害者手帳1級若しくは2級又は肢体不自由の下肢若しくは体幹に該当する方に加え、3ページに記載のとおり、第3号として療育手帳Aの方、第4号として精神障害者保健福祉手帳1級の方、第5号として障害支援区分4以上の方、第6号として特別障害者である方としています。

第3条につきましては、除雪支援の対象となる期間を明確にするための文言の修正で、第4条につきましては、この事業において実施する箇所を明確にするための文言の修正でございまして。

11ページをご覧ください。

第5条及び第6条につきましては、第1条において略称規定を定めたことによる文言の修正でございまして。

第7条につきましては、形式的な文言の修正で、第8条につきましては、第2条において略称規定を定めたことによる文言の修正でございまして。

12ページをご覧ください。

第9条につきましては、現行の内容を号だてに改めるものでございます。

第10条第1項につきましては、略称規定を定めたことなどによる文言の修正。現行の第2項を削除する改正につきましては、現行規定は、生活保護世帯に対する利用料に関する規定ですが、これを別表に記載することとし、この項から削除するもので、第3項を第2項に繰り上げ、本文中「前2項」を「前項ただし書き」に改めるものでございます。

第11条の改正、13ページの第12条、第13条の改正につきましては、略称規定を定めたことのほか、規定の内容を明確にするための文言の修正でございまして。

別表につきましては、第10条に定める利用料を規定したもので、現行では、生活通路で2,000円、住宅窓で750円とし、うち生活保護世帯は、現行条例第10条第2項の規定により半額としておりましたが、今回の改正につきましては、昨今の経費の増嵩に対して、応分の負担を求めるため、利用料の見直しを行い、市町村民税所得割課税世帯、市町村民税非課税世帯等、生活保護世帯の区分を設け、それぞれ表に掲げる額を利用料とするものでございます。

議案にお戻りいただきまして、145ページをご覧ください。

附則でございまして。

この条例は、令和6年4月1日から施行いたします。

以上、議案第11号、新十津川町除雪サービス事業に関する条例の一部改正についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で議案第11号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第12号の上程、説明

○議長（小玉博崇君） 日程第7、議案第12号、新十津川町ふるさと公園屋外体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程いただきました議案第12号、新十津川町ふるさと公園屋外体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

新十津川町ふるさと公園屋外体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由でございます。

老朽化に伴いふるさと公園テニスコートを廃止するため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。

ふるさと公園テニスコートは、昭和57年から供用を開始されており41年が経過しております。施設は経年劣化により防球ネットの支柱、ネットの破損及びコート内のラインの破損や砂の流出が見られ、状況が悪化しております。併せて、利用者数も減少し、今後の維持管理費用を考慮し、全天候型のピンネテニスコートに機能を集約する予定としております。

このため、関係条例のふるさと公園テニスコートの文言を削除する必要がございますので、今回、改正するものでございます。

新旧対照表17ページを併せてご覧ください。

第2条の表の新十津川町ふるさと公園テニスコートの項を削除いたします。

別表の3の表中「ふるさと公園テニスコート、」を削除し、同表ふるさと公園テニスコートの項を削除、同表備考第2項中「ふるさと公園テニスコート又は」を削除するものでございます。

議案にお戻りいただきたいと思います。

附則でございます。

この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上、提案理由と内容の説明とさせていただきます。議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で議案第12号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第13号の上程、説明

○議長（小玉博崇君） 日程第8、議案第13号、指定管理者に管理を行わせる公の施設の所在地及び名称の変更についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程いただきました議案第13号、指定管理者に管理を行わせる公の施設の所在地及び名称の変更について。

新十津川町スポーツセンター等の指定管理者の指定について、次のとおり変更する。

提案理由でございます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の所在地及び名称を変更するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。

ふるさと公園内にある教育委員会が所管する体育施設の指定管理について、現在、特定非営利活動法人新十津川町スポーツ協会が、令和5年4月1日から令和10年3月31日までを期間とし、指定管理を行っております。

先ほどの議案第12号でお諮りした、新十津川町ふるさと公園屋外体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正において、ふるさと公園テニスコートを削除することから、合わせて指定管理を行わせる施設の所在地及び名称のうち、ふるさと公園テニスコートを削除する変更をするものでございます。

以上、提案理由と内容の説明とさせていただきます。議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で議案第13号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎一括上程の議決

○議長（小玉博崇君） お諮りいたします。

次に上程されます日程第9から日程第12までの案件につきましては、関連がございますので一括上程をいたしたいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第9、議案第14号、令和6年度新十津川町一般会計予算。

日程第10、議案第15号、令和6年度新十津川町国民健康保険特別会計予算。

日程第11、議案第16号、令和6年度新十津川町後期高齢者医療特別会計予算。

日程第12、議案第17号、令和6年度新十津川町下水道事業会計予算は、一括議題とすることに決定いたしました。

◎議案第14号から議案第17号の上程、概要説明、質疑

○議長（小玉博崇君） それでは、議案第14号から議案第17号までにつきまして、提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま一括上程をいただきました議案第14号、令和6年度新十

津川町一般会計予算から議案第17号、令和6年度新十津川町下水道事業会計予算までの提案理由についてご説明申し上げます。

別冊の各会計予算書1ページをご覧くださいというふうに思います。

議案第14号、令和6年度新十津川町一般会計予算。

令和6年度新十津川町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ75億5,482万6千円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

継続費。

第2条、地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、第2表継続費による。

債務負担行為。

第3条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第3表債務負担行為による。

地方債。

第4条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第4表地方債による。

一時借入金。

第5条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5億円と定める。

続きまして、203ページをご覧くださいと思います。

議案第15号、令和6年度新十津川町国民健康保険特別会計予算。

令和6年度新十津川町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億4,960万7千円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5千万円と定める。

続きまして、221ページをご覧ください。

議案第16号、令和6年度新十津川町後期高齢者医療特別会計予算。

令和6年度新十津川町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,775万3千円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、

2千万円と定める。

続きまして、237ページをご覧ください。

議案第17号、令和6年度新十津川町下水道事業会計予算。

令和6年度新十津川町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第1条、処理区域内面積、年間総処理水量、1日平均処理水量及び建設改良費は、第1表業務の予定量による。

予定収入及び予定支出。

第2条、収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の予定額は、第2表予定収入及び予定支出による。

企業債。

第3条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表企業債による。

一時借入金。

第4条、一時借入金の限度額は、5千万円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用。

第5条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用又は営業外費用に不足が生じた場合とする。

他会計からの補助金。

第6条、下水道事業の運営経費に充てるために、一般会計からこの会計へ補助を受ける額は、1億3,819万6千円である。

なお、一般会計から下水道事業会計予算までの概要につきましては、副町長より説明申し上げますので、議決賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、各会計の予算概要について説明を求めます。

副町長。

〔副町長 寺田佳正君登壇〕

○副町長（寺田佳正君） それでは、ただいま上程いただきました議案第14号から第17号までの、令和6年度一般会計、特別会計、事業会計予算案の概要を申し上げます。

お手元の令和6年度新十津川町当初予算案の概要に基づきまして、説明をさせていただきます。

なお、説明資料の1ページ、2ページの予算編成方針、9ページ、10ページの令和6年度各会計歳入歳出予算案概要につきましては、先の総務民生及び経済文教の両常任委員会におきまして、既に説明させていただいておりますので、ここでは、3ページから8ページまでの主要事業について説明を申し上げます。

主要事業は、本町の第6次総合計画に基づき、大きく6項目に区分してございますので、これらに沿って説明させていただきますが、事業の中には、継続的事业もございまして、これらにつきましては、説明を割愛させていただきます。

資料、3ページをお開き願います。

はじめに、1、住みやすい暮らしがある。

(1) 環境の保全です。

ゼロカーボン推進事業200万円。昨年6月のゼロカーボンシティ宣言を踏まえ、その啓発のための環境イベントや、住民向け学習会、講演会などの開催費用を計上いたしました。

ゼロカーボン推進は、幅広い分野での取り組みが必要であり、この後説明する事業のいくつかにつきましても、ゼロカーボン推進の一環として取り組むこととしております。

(2) 生活基盤の充実。

定住促進対策事業・安心すまいる助成事業9,426万円です。定住促進対策事業に7,026万円、安心すまいる助成事業に2,400万円を計上しました。両事業とも、現在の事業を拡充して継続することとなりますが、ゼロカーボン推進の観点から、太陽光発電設備を設置した場合などには、助成額を加算する制度を導入いたしました。

公営住宅建設事業4億1,618万円で、令和4年度に計画をスタートさせた、公営住宅さくら団地全4棟20戸のうち、第1期工事として2棟10戸の建替を行います。町有林を活用し、建物の構造部である梁や柱に使用することとしています。

道路維持管理事業に7,991万円。舗装補修、排水路改修、支障木等の伐採といった経常的な維持管理に加え、ゼロカーボンの推進として、国道275号新十津川橋の両端部分の道路照明など、2路線2か所のLED化を行うこととして1,650万円を計上いたしました。

道路整備事業2億9,560万円です。新規事業といたしまして、ふるさと公園への主要連絡路である文京西4線、南5号線の整備に3,200万円、さくら団地の建て替えに伴う橋本1条通りなどの改築工事に1億5,150万円、令和5年度に調査設計を行いました垣野沢線災害防止対策工事に3,800万円などとなっております。

ドローンのまちづくり事業1億1,793万円。ドローンプロジェクトの2年目として、ドローンスクールの本格的な稼働、テストコースの設置、買い物代行サービスの実証、観光コンテンツの開発を進めてまいります。

(3) 交通環境の充実。

除雪機械購入事業1億1,153万円となります。高まる除雪へのニーズに対応するために、除雪ドーザとミニロータリを各1台増強する経費として6,500万円を計上いたしました。

また、老朽化したドーザ1台の更新も行いますので、全体で除雪機械3台を購入いたします。

次に4ページをお開き願います。

2、笑顔がつづく健康がある。

(1) 地域福祉の推進。

3つ目でございますが、高齢者除雪事業1,363万円です。除雪困難世帯の生活通路等確保事業に761万円、高齢者世帯等への除雪費用助成に595万円を計上いたしました。両事業とも、在宅で生活する方が、より安全、安心な生活、より快適な生活を送ることが出来るよう、対象となる世帯要件を拡充いたしました。

(2) 健康づくりの推進。

インフルエンザ予防接種事業913万円です。予防接種法に基づく高齢者への定期予防接種費用として498万円、妊婦や子どもを対象とした任意予防接種費用は、対象者をこれまでの中学生以下から高校生以下に拡大し413万円を計上いたしました。

次に、5ページになります。

3、活気あふれる産業があるについてです。

(1) 農林業の振興。

2つ目、旧札沼線沿線基盤整備事業512万円。旧札沼線で分断されておりました農地区画を解消する道営土地改良事業、新弥生地区の実施に当たり、農業者の負担軽減を図る費用となります。

(3) に移りまして、観光の振興です。

観光PR推進事業719万円です。令和5年度に続き、ふるさと公園でのミニイベント開催費用助成や、テレビCMの放映を行うとともに、ふるさと公園と市街地を周遊できるよう、新たにレンタサイクルを整備することといたしました。自家用車での移動を減らすことで、ゼロカーボン推進のきっかけづくりにもしたいと考えております。

次に、6ページ。

4、心やすらぐ備えがあるについてです。

(1) 消防・救急体制の充実。

滝川地区広域消防事務組合負担金。全体で2億872万円となります。導入後、15年となる高規格救急自動車を更新することとして3,920万円を計上いたしました。

(3) 交通安全体制の充実。

交通安全推進事業に227万円。高齢ドライバーによる事故の報道を、時折、目にしますが、運転に不安を抱いた方の運転免許返納のきっかけづくりとして、自動車運転免許証を返納された方に対して、とくとっぷポイントと公共交通回数券を交付することとして42万円を計上いたしました。

次に、5、未来を叶える学びがあるです。

(1) 学校教育の充実。

学校給食提供事業9,636万円は、栄養バランスのとれた豊かな給食を基本に、地場産品や十津川村の食材を使用した特色のある給食を提供するための事業費で、昨年8月から始めた、町内小中学校児童生徒の給食費無償化を継続するために必要となる経費といたしまして2,588万円を措置してございます。

7ページになります。

小学校・中学校教育推進事業3,004万円。学力向上に向けて引き続きオンラインドリルによるICT授業を推進するほか、英検、漢検の検定料助成を行います。

また、小学校は、北海道ボールパークFビレッジ農業学習施設の視察、中学校修学旅行は、震災学習などといった特色ある教育を進めるための費用を計上いたしました。

(2) 生涯学習の充実。

図書館空調設備整備事業。読書環境の向上と快適な施設整備のため、図書館のエアコン導入経費を計上いたしました。

そっち岳スキー場管理運営事業7,016万円は、スキー場リフトが平成9年の設置から27年となることから、令和6年度から2年間の計画で、受電設備、リフト制御装置等の改修を行うこととして、その初年度分事業費として5,290万円を計上いたしました。

最後に、6、助け合う絆があるについてです。

(1) 住民協働の推進、健全財政の堅持、その他。

2つ目、戸籍住民登録事務・住民基本台帳ネットワークシステム事業2,157万円です。

戸籍窓口での支払いに、キャッシュレス決済を導入する経費として360万円、住民票と印鑑証明のコンビニ交付サービスを導入する経費として1,512万円を計上いたしました。

次に、行政区活動支援事業2,737万円は、各行政区が取り組む防犯灯の維持管理、ごみステーションの除雪、郷土愛の育成、環境づくりなどといった活動への支援を継続するとともに、新たに、地域活動の拠点である行政区自治会館のエアコン設置支援として1,225万円を計上いたしました。

また、コロナ後の地域活動を活性化させたいとして、行政区活動支援強化費96万円を新たに計上し、コロナ前まで行われていた交流活動の復活、拡大、新たな交流活動の開催を支援することといたしました。

8ページは、建設事業計画を掲載しております。

建設工事合計で9億8,732万円で、前年度6月補正後の比較で4億8,387万円の増となっております。

以上、令和6年度当初予算案の概要の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で議案第14号から議案第17号までの提案理由並びに概要の説明を終わります。

これより、予算概要についてのみ質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

◎予算審査特別委員会の設置、正副委員長の選任

○議長（小玉博崇君） お諮りいたします。

昨日の本会議で、議会運営委員長から、令和6年度予算に関連する条例改正案及び各会計予算案の審議については、予算審査特別委員会を設置し、審議を行うとの報告がありました。

については、議会運営委員長報告のとおり、予算審査特別委員会を設置し、審議を行うことにしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、令和6年度予算に関連する条例改正案及び各会計予算案の審議については、予算審査特別委員会を設置し、審議することに決定いたしました。

続けてお諮りいたします。

委員会の構成につきましては、同じく議会運営委員長報告のとおり、議長を除く議員9名ということで決定したいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の構成は、議長を除く議員9名と決定いたしました。

特別委員会の委員長、副委員長の選任につきましては、新十津川町議会委員会条例第8

条第2項の規定により、互選となっております。

このあと休憩をいたしますので、休憩中に予算審査特別委員会を開き、正副委員長の互選をお願いいたします。

ここで、11時55分まで休憩といたします。

(午前11時50分)

○議長（小玉博崇君） 休憩をとき、会議を再開いたします。

(午前11時55分)

○議長（小玉博崇君） 休憩中に予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果報告が議長の手元に参りましたので、報告いたします。

予算審査特別委員会委員長に、鈴木康裕議員。

副委員長に大島光敬議員。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

お諮りいたします。

令和6年度予算に関連する条例改正案である議案第10号から議案第12号まで並びに令和6年度予算案である議案第14号から議案第17号までについて、予算審査特別委員会に付託したいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号から議案第12号まで並びに議案第14号から議案第17号までを予算審査特別委員会に付託することに決定をいたしました。

◎散会の宣告

○議長（小玉博崇君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、明日9日及び10日は、休会となっております。

11日は、午前10時から開会しますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、本日の本会議はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前11時58分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和6年第1回新十津川町議会定例会

令和6年3月11日（月曜日）

午前10時00分開議

◎議事日程（第3号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 一般質問
- 第3 議案第3号 新十津川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
（質疑、討論及び採決）
- 第4 議案第4号 新十津川町不妊治療費の助成に関する条例の一部改正について
（質疑、討論及び採決）
- 第5 議案第5号 令和5年度新十津川町一般会計補正予算（第6号）
（質疑、討論及び採決）
- 第6 議案第6号 令和5年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
（質疑、討論及び採決）
- 第7 議案第7号 令和5年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
（質疑、討論及び採決）
- 第8 議案第8号 令和5年度新十津川町下水道事業会計補正予算（第4号）
（質疑、討論及び採決）
- 第9 議案第9号 公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について
（質疑、討論及び採決）

◎出席議員（10名）

1番	加藤敏晃君	2番	工藤健君
3番	深瀬美奈子君	4番	三師優美君
5番	大畠光敬君	7番	杉本初美君
8番	鈴井康裕君	9番	樋坂里子君
10番	西内陽美君	11番	小玉博崇君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	谷口秀樹君
副町長	寺田佳正君
教育長	久保田純史君

代表監査委員	岩 井 良 道 君
監査委員	奥 芝 理 郎 君
総務課長	久保田 篤 司 君
住民課長	長 島 史 和 君
保健福祉課長	坂 下 佳 則 君
産業振興課長兼	
農業委員会事務局長	小 松 敬 典 君
建設課長	千 石 哲 也 君
会計管理者	内 田 充 君
教育委員会事務局長	鎌 田 章 宏 君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	窪 田 謙 治 君
--------	-----------

◎開議の宣告

○議長（小玉博崇君） 皆さんおはようございます。

ただいま出席している議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（小玉博崇君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小玉博崇君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、3番、深瀬美奈子議員。4番、三師優美議員。両議員を指名いたします。

◎一般質問

○議長（小玉博崇君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問は、配付してあります通告表の順に進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

最初に10番、西内陽美議員、登壇の上、発言願います。

西内陽美議員。

〔10番 西内陽美議員登壇〕

○10番（西内陽美君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に基づきまして、町長に対し一般質問をさせていただきます。

内容は、令和3年4月施行の新十津川町在宅高齢者等生活支援機器購入費助成事業に関する条例によって実施されている事業について、お伺いするものです。

この条例の目的は、在宅で生活するご高齢者や、お体に障害がある方並びに在宅高齢者等の介助者の負担を軽減するための機器の購入及び設置に要する費用の一部を助成することにより、在宅高齢者等の福祉の増進に資することとしています。

そして、その条例の実施細目を定める施行規則の中で、購入費用の一部を助成する対象機器を指定されています。

一つに、在宅で生活する高齢者等とのコミュニケーションを目的又は手段とするために用いられる機器であって、機器に対する操作又は周囲の環境に応じて反応するものとし、認知症の予防又は軽減、在宅高齢者等の生活の質の向上等が図られるものとしてセラピー人形と言われるぬいぐるみ型ロボット。

二つ目に、在宅高齢者等の屋内での移動又は立ち座りを補助するための機器としては、2点ありまして、階段又は傾斜路に沿って椅子に座った状態で上り下りするエレベーター、階段昇降機と電動で座面が上下に昇降し、立ち座りの動作を補助する電動起立補助座椅子。

三つ目に、在宅高齢者等が電話による詐欺等の犯罪行為を受けることを未然に防止する

ために、電話の外部に接続する電話防犯機器、この4種類に限定しています。

事業を始めた令和3年度の利用実績は、階段昇降機の設置1件、事業2年目の令和4年度は、電話への接続機器1件のみという大変低い状況にあります。

町長は、利用実績の少なさの要因をどう捉えていらっしゃいますか。また、事業を利用していただくためのPRは、どのように行われたのかお伺いいたします。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） 改めまして、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、それでは、10番議員のご質問にお答えをしたいというふうに思っております。

まず、この助成事業につきましては、ご質問の中で触れられたとおり、在宅で生活する高齢者の方々や、その介助をする方の負担軽減を目的としてセラピー人形、身体のケア用品として、階段昇降機及び電動起立座椅子。そして、防犯対策用品として、防犯機能付き電話及び外付け電話録音防犯機器に対して助成を行うものでございます。

この助成を始めるに当たりまして、その効果検証を行うため、令和2年度にセラピー人形やパワーアシストスーツを貸し出し、セラピー人形については、使用者又はそのご家族、在宅介護に携わる福祉施設職員に一定の評価を得ましたので、この事業の助成品目としたところでございます。

ご指摘のとおり、これまでの実績といたしましては、階段昇降機と防犯機能付き電話の2件でございまして、セラピー人形につきましては、いまだ1件の申請もないという状況でございます。

この事業に関する住民周知につきましては、広報への掲載、例年10月に開催している福祉フェアでのチラシ配布のほかに、2月には行政区にチラシを回覧したところでございます。

ほかにも、地域包括支援センター職員が必要と思われる方に対し、助成事業の紹介をしておりますけれども、申請には至っておりません。

事業実績の少なさの要因として、助成事業品目の目的及び効果がなかなかうまく伝わらないのではないかなというふうに考えております。

セラピー人形につきましては、高齢者等の心のケア用品として、認知症の方の暴言の抑止、そして、徘徊の改善、他者との交流、落ち着きなどに効果が見られ、介助をする方の見守りなどの負担軽減にもつながるとの研究成果もございます。その効果を伝えていく必要があるというふうに考えております。

また、この事業は、本人の承諾があれば、ご家族の方でも申請できますので、対象となるご本人のみならず、ご家族の方にも制度の理解を含め伝えていく必要があるというふうに考えています。

これらのことを踏まえ、この制度を必要とする方にしっかりと情報を伝え、条例の目的にある在宅高齢者、障害者及びその介助者の負担軽減につながるよう努めてまいりますことを申し上げ、10番議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（小玉博崇君） 西内議員、再質問はございますか。

再質問を許可します。

○10番（西内陽美君） ただいま町長からは、事業実績についてのお考えや、周知方法につきましてご答弁をいただきました。

周知方法につきましては、町の広報誌やイベント又は行政区へのチラシなどを配布するなど工夫されていることが分かりました。ただ、こういった福祉機器は、直接目にする機会が少なく、紙面上の写真ではその効果が分かり難いものがあると思います。

在宅で生活されているご高齢者はなかなか出かけづらいとは思いますが、申請が可能なご家族な方、そういった方にも実際に見て、触れて、試していただけるような機会を多くこれから作っていただきたいというふうに思います。

事業実績に対しましても、助成を対象とした機器の選定の経緯や理由について、また、効果についても詳しくお伺いいたしました。

町長がおっしゃってございましたように、規則で指定している機器の中で、唯一購入希望がなかったのがセラピー人形です。

そこで私は、再質問といたしまして、この機器の種類を追加するお考えはないか、お伺いしたいと思います。

町長がおっしゃるようにセラピー人形は、心のケア用品として効果があるということは、私も聞き及んでおります。セラピー人形を抱いたり、話しかけたりすることで孤立感の解消や緊張感、不安、ストレスを緩和する機能がありますので、お一人暮らしの方が寂しさを紛らわせたり、認知症が進んだ方の精神的な安定には効果があるそうです。

しかし、町長が指定されているそのぬいぐるみをご高齢者に抱かせて、ぬいぐるみに話しかけさせることが、ご高齢者の生活の質を向上させるとして十分でしょうか。ご高齢者や障害がある方の負担軽減ではなく、介助する側の負担軽減が目的となっていないでしょうか。

条例では、第2条で、助成対象は在宅高齢者等とのコミュニケーション目的又は手段とするために用いられる機器であって、それにより認知症の予防又は軽減、生活の質の向上が図られるものとしています。

それを読みますと、町は、ご高齢者がご家族やご友人など周りの方々との触れ合いやお付き合いを進めていくことによって充実感があり、ぬくもりがあるといった幸せな日常を送っていただくための支援をするのだらうというふうにも読み取れるんですが、それを受ける規則で、ご高齢者がコミュニケーションをとる相手はセラピー人形として設定されています。精神的な癒しというのがこういったセラピー人形によっても得られましようが、やっぱりそれ以外にも、ご家族や介護者との関わり、会話の中からも生まれるものだと思います。むしろそうあってほしいと私は思います。

ご高齢者がコミュニケーションをとる相手を人形と限定せずに、ご高齢者ご本人と、ご本人を取り巻く方々との関係性を深めてあげられるような支援も視野に入れるべきだと考えます。

ご高齢者からは、年齢を重ねるごとに人との会話、お付き合いの場、コミュニケーションが苦手になってきたという理由の一つに、聞こえづらさがあると伺いしています。

ご家族や介護者とのコミュニケーションをよりスムーズに行うための機器も、ご自宅で暮らしていらっしゃるご高齢者には必要ではないでしょうか。

聞こえづらさを軽減させるための機器、例えば、補聴器や集音器、軟骨伝導イヤホンな

ども助成対象機器に追加してはいかがかと考えます。

この事業は、ご高齢者がご自宅で快適に過ごしていただけるようにと考えられた素晴らしい事業であると思います。少しでも多くの方に利用していただきたいと考えております。

令和3年、4年、5年度、もうすぐ終えまして、4年目に入ろうとしています。事業のブラッシュアップをするとしても適切な時期ではないかと考えますので、町長は、助成対象機器の種類の拡大について検討されるお考えはありませんでしょうか。その点をお伺いいたします。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷口秀樹君） それでは、10番議員の再質問にお答えしたいというふうに思っております。

今ほど10番議員の方から、いろいろ対象とするものは本人のためになっているのか、それとも介助者のためになっているのかという、本質をちょっと突かれたような意見も頂きまして、本当にそのとおりでなというふうに思っております。

それで、対象機器の拡大につきましては、これまでもいろいろと折を見て検討はしてきたところでございますけれども、ご高齢者や障害者向けのそういった機器というのは、やはり日進月歩いろいろ新たなものとして登場してくるっていうことでは、今までどおりの物で良いのかと言われると、新たな良い物が出てくるのであれば、そういったことは本当に目的に沿った、事業効果が見込まれるものであるのであれば、品物の品目として追加するなり、内容を検討するということはしていきたいなというふうに思っております。

一応、いろいろ今名称で出てきましたけれども、集音器ですとか骨伝導イヤホンについても、その検討品目の一つとして考えていきたいなというふうに思っております。

以上を申し上げまして、10番議員の再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（小玉博崇君） 西内議員、再々質問はございますか。

再々質問を許可します。

○10番（西内陽美君） ただいま町長からは、事業効果を考えながら検討をしていただけたというご回答をいただきました。この事業は、令和2年度の試験的導入の検証を得て翌年から実施されたということは、先ほども町長のご答弁にありましたが、その試験的導入の際は、これらの機器を介護事業所、認知症カフェ、グループホーム、特別養護老人ホームといった施設への貸し出しでしたので、施設に入所されている方や施設を利用されている方は、実際に体験する機会がありました。それで、実際にご自宅で生活されているご高齢者の手に導入された場合に、ニーズに合っているかどうかとか、ご高齢者にとって必要とされるコミュニケーションツールは他にどういうものがあるかということ、やはり人と人の関わりが増えるような機器の導入検討をしていただけたということ、有難く思っております。

再々質問は、助成交付対象者の要件についてお伺いしたいと思っております。

現在は、機器の種類ごとに要介護状態区分や身体障害者障害区分などによる該当が要件となっています。まだまだ日常生活への身体的サポートや家事、お掃除への支援はありませんが、こういった機器があると生活が楽になりますよという方も利用できるように、要支援、要介護といった区分ではなく、年齢で区分することは難しいでしょうか。

助成交付対象者の要件を緩和することに関しては、どうお考えになられますか、お伺いいたします。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷口秀樹君） それでは、10番議員の再々質問についてお答えをいたします。

今ほど対象者の拡大の考えということでのお話だと思うんですけれども、セラピー人形では要支援及び要介護1以上の方、階段昇降機では要介護のほか、身体障害者では下肢又は体幹の障害を持つ3級以上の方、防犯機能付き電話では65歳以上の方ということで、現在の規則では、そのように対象者を決めております。

ただ、先ほど対象区分の品目ですとか、そういった検討の中で実際広げていくべき物であるかどうかということも含めて、検討していきたいというふうに考えております。

以上申し上げまして、10番議員の再々質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（小玉博崇君） 西内議員、よろしいでしょうか。

以上で、西内陽美議員の一般質問を終わります。

次に4番、三師優美議員、登壇の上、発言願います。

〔4番 三師優美議員登壇〕

○4番（三師優美君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、質問に入らせていただきます。

私は、新十津川保育園の待機児童及び放課後児童クラブの受け入れに対する今後の方針について、町長に質問をさせていただきます。

子育て支援に手厚い新十津川町ですが、昨年より開始した小中学校での給食費の無償化、高校生までの医療費助成制度などもあり、子育てのしやすさを実感しております。

さて、令和5年6月の一般質問で、保育園における待機児童ゼロに対する今後の方針についてをテーマに町長のお考えをお伺いいたしましたところ、町長より、令和6年度以降は、新たな委託のための指定管理者が決定してから町の考えを整理し、反映させていくと答弁をいただきました。

現在も町には一つしかない認可保育園で、次年度も1名の待機児童が発生しています。また、実際には基準の面で待機児童とは呼ばれておりませんが、産休、育休中などを理由に上の子が入園できなかったというお母さんの声や、一時預かりのサービスがあれば助かるという住民のお声も聞いております。

実際に新十津川保育園では一時保育のサービスもあり、直近の12月から2月の一時保育の利用は5名ということですが、預けたい対象の年齢クラスの空き状況によっては、預かり保育ができないという状況だと伺っております。

また、放課後児童クラブでも次年度は3年生以上で待機児童が発生しています。定員40名に対し、次年度の応募は69名と大幅に申込人数が多い状況であります。施設としては、青少年交流センターで、1階は子育て支援センター及び児童館、2階は放課後児童クラブと使用方法を分けております。放課後児童クラブの利用時は1階の体育館の利用はできないなど、子どもたちの活動も制限されているように感じます。

町の定住促進事業では、令和5年度は60名の方が町外から転入してきていただいております。そのうち20名が中学生以下であることを見ても、子育て世帯の転入者が多いことが

分かります。子育て世帯の移住者の増加により、近年の新十津川小学校の児童数は、令和元年296名から右肩上がりに増加しており、次年度も新1年生を含め335名とさらに増加の予定であります。

現代の子育て世代を取り巻く環境は、核家族化や共働きの増加によって保育需要が高まっております。そのような中で保育園の待機児童のほか、放課後児童クラブでも応募が受け入れの人数を大幅に超え、待機児童が発生していることは問題であると考えます。

子育てしやすいまちづくり実現のために、待機児童問題の解決について、具体的にどのような方法で待機児童ゼロを目指していくのかについて、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） それでは、4番議員のご質問にお答えをいたします。

新十津川保育園の令和6年度の申し込みについては、定員以上の申し込みがあり、0歳児においては待機児童が発生することとなり、希望が叶わなかった保護者の方には、大変申し訳なく思っております。

保育園の待機児童解消に関しては、令和5年第2回定例会において、4番議員からの一般質問に対し、「当面は、施設増築は行わず、保育士の人材確保を優先すると、次年度以降の取組については、次期指定管理者との協定の中で、反映していきたい。」という主旨の回答をしたところでございますが、令和6年度からも引き続き華園学園が運営することとなり、協議の中で、これまでの協定内容を継続するほか、新たな支援内容として、保育士が働きやすい環境整備のため、園児の登園管理システム導入に要する経費の支援、そして、待機児童解消のために雇用する保育士1名分の人件費を上乗せすることといたしたく、令和6年度予算に計上したところでございます。

これにより、その保育士が採用となりましたら、年度内に受け入れが可能となり、待機児童がゼロとなる見込みでございます。

一方、放課後児童クラブにつきましては、利用定員40人のところ、ここ数年は連続で定員を超える申し込みを受けておりました、令和5年度につきましては、申し込まれた54人全員の利用登録をしたところですが、令和6年度においては69人、ご指摘のと通りの申し込みがあり、施設規模、職員数の関係で、やむなく選考することとし、1、2年生を中心に57人の利用登録をしたところでございます。

待機となった児童については、今後、運営をしていく中で一日当たりの平均利用人数が少なかったり、会計年度任用職員の確保が可能になってくれば、利用登録者を増やしても対応可能な状態となれば、年度の途中からでも受け入れをしていきたいというふうに考えております。

4番議員が示されたとおり、近年、子育て世帯の転入が増え、子どもの数も増えている状況にあります。年齢別の子どもの数をみても各年代40人から60人、少ない年代でも約30人の子どもがおり、今後の転入を見込むとさらに増えることが予想されます。

また、夫婦共働きの世帯というのは、現代社会においては増加の傾向にあり、本町においても同様に推移することが予想されます。これらのことから、保育園、放課後児童クラ

ブに子どもを預けたいというご家庭の数は、今後も同程度で推移するものと見込まれております。

今後の待機児童解消に向けての方針でございますが、保育園につきましては、国のこども未来戦略において、保育士配置基準の改正や令和7年度から、子ども誰でも通園制度が創設されることにより、保育環境が大きく変わります。これらの状況を踏まえ、必要な対策を図ってまいりたいと考えております。

なお、保育園、放課後児童クラブともに、待機児童解消には人材確保と施設の在り方、この両面から検討しなければならないというふうに考えております。特に、施設の在り方については、中長期的な視点が必要でございます。保護者の保育ニーズを的確にとらえるとともに、今後の児童数の推移を分析し、現状で進むべきか、改修か増築、建替え、はたまた別施設への移転、いろいろな選択肢の中から検討してまいりたいというふうに考えております。

以上申し上げまして、4番議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（小玉博崇君） 三師議員、再質問はございますか。

再質問を許可します。

○4番（三師優美君） では、議長より発言の許可をいただきましたので、再質問をさせていただきます。

今ほどのご答弁で、保育園の待機児童に関しては、新たな支援として雇用する保育士1名分の人件費を上乗せ支援し、予算をご計上いただいているということでしたが、採用になれば、年度内の待機児童の解消が見込まれるということですが、待機児童が一時的に解消されることがゴールではなく、一時保育や保育園入所の希望者はまだいらっしゃいますので、今後も人材確保や処遇改善への支援を引き続き継続していただきたいと思っております。

そして、放課後児童クラブに関しましては、次年度は応募が多く、やむなく選考が行われたということで、3年生以上で待機児童が発生している現状について、施設規模、職員数が関係しているとのことのご答弁をいただきました。

現在、青年会館の場を借りて運営している放課後児童クラブですが、直近の12月から2月の登録児童数は49名であり、1日の平均利用者数は21.6名と結果が出ております。

しかし、多い日では利用人数が30名を超える日もあり、施設規模の面で足りていない部分も多々あると伺っております。

例えば、放課後児童クラブのある施設2階には、男女別のトイレはございますが、人数に対して便器の個数が足りておらず、手洗いもトイレに併設されている各1か所しかございません。また、ロッカーについても、上着をかけるハンガーラックのほか、ランドセルが置けるほどの棚が児童1名に一つずつあります。しかし、学校で使う副教材などのランドセル以外の荷物が保管できるような大きさのロッカーの設備はございません。さらに、先ほど申し上げましたが、1階は児童館として使用しているため、放課後児童クラブの利用時には体育館の使用ができません。子どもたちは2階の室内で過ごすことが中心となり、活動が制限されてしまっているのが現状です。

先ほど、ご答弁の中で施設の在り方については、中長期的な視点の中で検討していくということでしたが、現在一つの施設の中で、子育て支援センター、児童館、放課後児童クラブを併設しています。そのことによって、子どもたちの活動や生活の様子を見ても、現

段階で放課後児童クラブの施設としては十分ではないように感じます。

施設の在り方については、中長期的な視点ではなく、早急な対策をとるべきだと考えますが、町長はこの点について、どのようにお考えかをお伺いいたします。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷口秀樹君） ただいまの4番議員の再質問にお答えをいたします。

今ほど質問に対して、中長期的な視点でというふうに申し上げましたら、いや、そんな時間の余裕はないですよと、早急に考えてくださいということのお話だったというふうに思います。

それです、待機児童解消に向けた取組については、人材確保につきましては継続的に行ってまいりますし、施設の在り方については、令和6年度、来年度において、次期子ども子育て支援事業策定がございいますので、それに間に合うように、評価、分析を行うとともに、調査を行ってまいりたいというふうに考えております。

いずれにしても、何とか早い時期に解決ができるように、私も考えておりますが、いろいろと課題もおおございますので、そういったことを一つずつ整理した中で進めていきたいというふうに考えておりますので、以上、4番議員の再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（小玉博崇君） 三師議員、再々質問ございますか。

再々質問を許可します。

○4番（三師優美君） それでは議長の許可をいただきましたので、再々質問をさせていただきます。

ただいまのご答弁の中で、人材確保については、今後も支援を継続していただけるというご答弁、さらには、令和6年度に次期の子育て支援に対する新たな計画を策定していただけるという内容でお伺いいたしました。

子育て支援センターや児童館としての機能を持つ施設での、今後、改修工事や増築工事など、実際に利用しているお子さんがいる中での工事は、今後難しいのではないかと感じております。

また、前回、新十津川保育園の増設工事の中で、実際に工事をした費用以外に、工事期間中に保育を行うために仮の施設として、プレハブを使用したことに対する費用も大きくかかったということをお伺いしております。

今後、子どもたちが伸び伸びと放課後の時間を過ごせる環境が整った施設の新設が求められるのではないのでしょうか。定住促進事業の実績を見ても、子育て世帯の多くが転入しているのは、充実した子育て支援が魅力的だからだと考えます。

そんな新十津川町で、保育園や放課後児童クラブで安心して子どもを預けられる環境を整えて、今後子育てしやすいまちとして、保護者の保育ニーズを的確に捉え、早急な対策が必要であると考えます。

先ほどのご答弁の中でも、今後の中長期的な対策を検討していただけるということでしたが、今後の保育園又は放課後児童クラブの施設の改修、増築、若しくは新設について、町長はどのようにお考えかをお伺いいたします。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷口秀樹君） それでは、4番議員の再々質問についてお答えをしたいというふうに思います。

今ほど中長期的な施設の改修について、町長としてどういうふうに考えていますかというご質問だと思うんですけども、先ほど再質問の中でもお話しましたとおり、施設を建てる、改修する、いろいろな方法があるとは思いますが。その中に今ほどお話しいただいた、子どもたちが今利用している中で改修するのは、とても難しい話なのということもちょっといただきましたので、そういったことも含めて、どこに建てるべきなのかということも含めて、この6年度の間に検討していきたいというふうに思っております。

以上申し上げて、4番議員の再々質問に対する答弁とさせていただきます。と思います。

○議長（小玉博崇君） 三師議員、よろしいでしょうか。

以上で、三師優美議員の一般質問を終わります。

次に5番、大島光敬議員、登壇の上、発言願います。

〔5番、大島光敬議員登壇〕

○5番（大島光敬君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。と思います。

質問のテーマは、ハラスメント防止条例の制定についてです。

本議会では、令和4年第3回定例会にて、職員が安心して町民のために公務を執行できる環境づくりの一環として、町長を含む特別職や、私たち議員を対象に含めたハラスメント防止条例を制定すべきと一般質問がなされました。

その際の町長側の答弁としては、既に議員向けに規定があるので十分ではないか。行政側が議員を対象に含めた条例をつくることは適当ではない。町長など特別職は、ハラスメント防止に積極的に推進する立場であることから、規定遵守はもちろんであり、わざわざ条例化する必要性は極めて低いとのことでした。

ただ、2023年度の最新のデータですと、J o b総研による全国20人以上の会社に所属している会社員354人にインターネット調査をした結果、職場でハラスメントを感じた経験のある方は65.8パーセントと回答しております。

また、ハラスメントを感じた経験のある233人のうち、72.5パーセントは上司からハラスメントを受けたと回答しており、受けたハラスメントの種類としては、複数回答ですが、パワーハラスメントが81.5パーセント、モラルハラスメントが36.5パーセントなどとなっております。

また、令和2年度に厚生労働省が行った職場のハラスメントに関する実態調査によりますと、回答数6,426件のうち、過去3年間のハラスメント相談件数ですと、こちらも複数回答ではございますが、パワーハラスメントの相談が48.2パーセント、セクシャルハラスメントの相談が29.8パーセント、カスタマーハラスメントの相談が19.5パーセントなどと続いております。

このデータが、我が町に、ハラスメントの状況についてこのデータ通りに当てはまるというわけではございませんが、いつ起こってもおかしくない状況だと言っても過言ではないのではないのでしょうか。

私は、我々町議会議員はもちろん特別職の方々も含め、行政と議会が一丸となって率先

的にハラスメントに対し毅然とした対応をとることが、住みよいまちづくりの一助になると確信しております。

町内のあらゆる方々への様々なハラスメントが防がれるよう、町側が率先的に、要望の意味も含めて、大きなトラブルがない今だからこそ条例を制定することは重要なのではないのでしょうか。

そこで、町長にお聞きします。先ほども申し上げました令和4年度の時点では、条例制定は適当ではないと答弁がございましたが、現在においてもそのお考えに変わりはないのか、逆に、条例制定に向けて取り組む意思はあるかどうかも含めてお尋ねしたいと思います。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） それでは、5番議員のご質問にお答えをいたします。

ハラスメントは、職場において、相手の意に反する行為によって相手を不快にさせたり、人間としての尊厳を傷つけたりする行為であり、これにより、職員の能力の発揮に重大な悪影響が生じたり、メンタル面での不調につながる可能性もあるため、絶対にあってはならない行為であります。

このようなことから、令和3年8月、新十津川町ハラスメントの防止等に関する規程を制定し、職員のハラスメント防止のための措置や、万が一の場合の適切な対応について定めた経過がございます。

その上で、ご質問を整理させていただきますと、令和4年第3回定例会において、当時の5番議員のご質問であったと思いますが、職員を対象としたハラスメントの防止等に関する規程ではなく、町長を含む特別職や議員を対象としたハラスメント防止に対する条例制定を進めては、というご提案があったと思います。

その時の答弁では、ハラスメントは、職場で発生する行為であり、そのため、ハラスメント対策は、職員に対して事業主による雇用管理上の措置義務という性格のものであり、また、特別職については、事業主として、あるいは、行政運営の責任者としてハラスメント防止対策を職員に指示し、推進する立場であり、当然、規程を遵守いたしておりますので、改めて条例の制定は考えていないというふうに答弁をしており、当時は、私も同じ考えでございました。

しかしながら、近年、本当に残念なことではございますけれども、他の自治体においては、報道にもあるような、首長をはじめとした特別職によるハラスメントの疑いのある事案が発生していることも、これまた事実であります。

そういったことからしますと、ハラスメントを防止する立場にある者であるからこそ自らを律し、特別職を含めたハラスメント防止に関し条例化することで、ハラスメントのない、職員が仕事のしやすい環境になるのであれば、条例化に向け前向きに検討してまいりたいと考えております。

なお、ご質問の中にごございました、議会、行政が一丸となってという点でございますけれども、前回の答弁であったように、地方自治における二元代表制の趣旨に鑑みますと、私が、議会、議員を対象として条例を制定するのは適当ではありません。

また、あつてはなりません、仮に、議員から職員へのハラスメントの疑いのある事案が発生した場合は、雇用主であり、職員の代表でもあります首長として、議会、議長等に対しまして、疑いの事案の調査もしくは必要な措置について申し出ることは、現状も可能であるというふうに考えております。

しかしながら、5番議員がおっしゃるように、町議会として、毅然とハラスメントに取り組んでいくという姿勢を示していくというお考えであれば、ハラスメントに対し、先駆的に進められている議会も全国にはあるようですし、対象も議員間、議員と職員、議員と特別職など、考え方によって条例もさまざまのようでございますので、必要と思われる形で、議員発議による条例制定をお考えいただければというふうに考えております。

いずれにいたしましても、ハラスメントは決して許される行為ではありませんし、そういったことが起こらないよう必要な措置を講じてまいります。そして、職員がより元気で、活力ある職場を目指し、ひいては、そのことがよりよいまちづくりが進められるよう取り組んでいくことを申し上げまして、5番議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（小玉博崇君） 大島議員、再質問はございますか。

再質問を許可します。

○5番（大島光敬君） 議長の許可をいただきましたので、再質問させていただきたいと思っております。

今ほど町長からは、今後の方向性についての回答をいただきましたが、私から再度質問させていただきたいと思っております。

私はやはり、このハラスメントの問題はいろいろな部分に関わってくる重要な課題なのではないかと捉えております。行政や議会がそれぞれ率先して取り組むことが、まちづくりに繋がると先ほど申し上げましたが、会社で言えば従業員、行政で言えば一般職員が、安心して働きやすい環境づくりを目指すことによって、優秀な人材確保や人材の流出を防ぐという部分だけに着目しても、この点が住みよいまちづくりに繋がると言っても過言ではないと思っております。

先日、ニュースでも取り上げておりましたが、東京都では、サービス業に従事する多くの都民を、悪質なカスタマーハラスメントから守るため、全国初のカスタマーハラスメント対策の条例の制定に向け検討を始めたとお聞きしました。

カスタマーハラスメントは、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントなどと違い、労働法での対応が難しいため、東京都としても働く人を守るため、条例を作るべきと検討に入ったと伺っております。

パワーハラスメントなども、その行為自体は、労働法上の罰則規定はございません。

東京都の検討部会でも、カスハラはなくすべき、あつてはならないという考えを啓発、浸透を罰則のない条例とガイドラインなどによる複合的な取組を、などといった意見が出ていたようです。

私は、この東京都の検討部会での意見は大変興味深く拝見させていただきました。

これらの東京都の動きは、カスタマーハラスメントの防止に向けてですが、パワーハラスメントなど他のハラスメントの防止にも当てはまるのではないのでしょうか。

先ほどの質問部分でも申し上げましたが、以前の答弁では規定があるので十分ということでございました。ですが、その規定に実効性を持たせるには、ハラスメント行為の範囲

を明確に規定することは難しいが、幅広くハラスメントの禁止を促すよう、罰則規定のない理念型の条例と、現在ある新十津川町ハラスメントの防止等に関する規定との複合的な取組で、ハラスメントに毅然とした態度を町側が率先して示すことが、町民に向けてとても重要で、住みよいまちづくりにとっても重要なのではないのでしょうか。

先ほどのご答弁からも、町が町民向けに仕事のしやすい環境になるのであれば、条例化に向けて前向きに検討したいとございました。そして、我々議会側もご指摘のように、議員や議会を対象とした部分については、率先してこの課題に取り組むべきではないかと私も考えております。

そこで、町長にお伺いいたします。町民への見本となるべく、まずは町、そして我々議会側もそれぞれ率先してハラスメントへの対策に取り組んでいる姿勢を示すためにも、罰則規定のない理念型の条例の制定に向けて、お互い取り組むべきと考えておりますが、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷口秀樹君） それでは、ただいま5番議員の再質問にお答えをしたいと思います。

ハラスメントについてなんですけれども、ちょっと確認をさせていただきたいと思いますが、事業所、役場も含めて、ハラスメントというのは事業所で発生する行為でございます。そのため、セクシャルハラスメント、セクハラでは、雇用の分野における男女の平等な機会及び待遇の確保に関する法律ですとか、パワーハラスメント、パワハラにおいては、労働施設、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に関する法律、こういったハラスメント防止するための法律が定められており、そういった法律が定められていないカスタマーズハラスメントについては東京都では、条例化に進んでいくということのお話であったように感じておりますけれども、各々の法律において、それぞれの事業主が役場も含めて、民間事業者も含めて、必要な体制整備、雇用上の措置を講じなければならないとされておりまして、雇用主がそれを講じるということの流れになるというふうに思っております。

ですので、ハラスメント自体を、町全体ということで理念型ではどうだということのお話ですけれども、ハラスメントは繰り返しになりますけれども、職場内での行為でございますので、そういったことで、そういう一つの事業所単位で取り組むべきでございますので、全町民を含めたハラスメントに関する理念条例を制定することは、どうなのかなという疑問は多少なりとも私は考えておりますので、そういった今ほど理念条例をということでもありますけれども、そういったことは、その事業主、事業者が考えていくべき話であって、もっと大きい枠でということでの制定する考えは、今のところ考えはございませんので、そういったことを申し上げまして、5番議員の再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（小玉博崇君） 大畠議員、再々質問はございますか。

○5番（大畠光敬君） ございません。

○議長（小玉博崇君） それでは、次の質問に入ってください。

〔5番、大畠光敬議員登壇〕

○5番（大畠光敬君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

次の質問のテーマは、新十津川町ゼロカーボンシティ宣言に係る具体的な対策についてです。

本町では、令和5年6月28日の町政執行方針演説において、町民、事業者、行政が一体となって、2050年までに町内の二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指す、ゼロカーボンシティを宣言されました。

その宣言をもとに、総務民生常務委員会において、昨年11月と本年2月の委員会において、新十津川町ゼロカーボン脱炭素への取組について説明がございました。

この取組みについては、再生可能エネルギーの導入促進、省エネルギー対策の推進及び実践、地域環境負荷の低減、循環型社会の形成という四つの対策政策を柱とし、それに対する取組みとして、既存の事業と新規事業合わせて22事業を挙げておられました。

この中には、公共施設等のLED化や、資源回収奨励事業、スマート農業推進支援などの既存の事業に加え、ドローンのまちづくり事業や新安心スマイル助成事業、ふるさと公園レンタサイクル事業といった新規の事業も多数含まれた、とても重要でボリュームのある取組と確認させていただいております。

昨年の11月の総務民生常任委員会にて、住民課からの報告事項の一つ、新エネルギー事業化可能性調査についてで、事業のポイントとなる部分として、温室効果ガスの削減、循環型社会の構築、地域の活性化を目指すという説明がございました。

私は、この部分がこの取組みの成功の鍵をととも握っていると考えております。

確かに、再生可能エネルギーの導入促進ですとか、バイオマス資源の活用、LED化やドローン活用など、どの施策を取り上げましても重要な施策ばかりです。

しかし実際、太陽光などの再生可能エネルギーの設備導入ですとかバイオマス原料の燃料の活用、ドローンの活用など、施策によっては、多くの町民がすぐに積極的に関われる事業や施策かと問われると、少々難しい部分も出てくるのではないかと考えております。

やはり、この取組を成功させるには、一人でも多くの町民に、これらの取組に何らかの形で携わっていただき、関心を持ってもらうことが重要で、このことが先ほど挙げたポイントの一つ、地域の活性化にも繋がると考えております。

町長からは、町政執行方針の中で、町政執行の重点として5点挙げられておられました。

重点の第1に、ゼロカーボンの推進とございました。その他4点の中でも、農業や商工業の振興の部分について、ドローンやスマート農業などへの取組や森林など環境保全を目指し、林業に対して支援を拡充していくという方針が示されておりました。その他の重点についても、直接は繋がっていないかもしれませんが、突き詰めると間接的にこのゼロカーボンシティ宣言に関わってくるものが多いと考えられます。

このことから、このゼロカーボンシティ宣言は重要なキーワードとなると言っても過言ではございません。

そこで、町長にお聞きします。私は、このゼロカーボンシティ宣言について、機運を高めるポイントは、住民が積極的に各取組に参加してもらうことで、地域の活性化を目指すことが不可欠だと考えます。

取組の一覧には様々な案がございましたが、もう少しもっと手軽にゼロカーボンに向け

た取組に住民が参加しやすいような項目イベントを企画するなどが良いのではないのでしょうか。この部分について、現在お考えいただいている具体的な案などがございましたら、お伺いしたいと考えます。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） それでは、5番議員のご質問にお答えをいたします。

まず、国におけるゼロカーボンの取組でございますけれども、ご指摘のとおり2050年に温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことが2020年に宣言されたところでございます。

本町におきましても近年の国内、世界の動向を踏まえ、これまで以上に地球温暖化対策を講じていく必要があるとの判断から、豊かな自然環境を未来につなぐための地球温暖化対策に取り組むべく、昨年6月28日にゼロカーボンシティ宣言を行うこととしまして、地球温暖化対策実行計画を策定したところでございます。

この実行計画に基づき、本町における再生可能エネルギーの利用推進の可能性について、ちょっと考えてみたところ、太陽光、風力、小水力、バイオマスといった4点が再生可能エネルギーとして考えられますが、そのうち、太陽光、風力、小水力の3つにつきましては、民間事業者による町内での事業化の可能性を調査するといった動きが既にあったことから、そういったものと重複しないバイオマス資源の活用について事業化可能性の調査を実施することといたしました。

このことを踏まえまして、新エネルギー導入加速化調査支援事業の具体的な内容についてお答えをいたします。

まず、調査の内容といたしましては、町内で毎年、水稻の収穫後、稲刈後に主に焼却や廃棄をされていた、もみ殻の活用による事業化の可能性を調査しております。

これまで廃棄物として処分されてきたもみ殻が、バイオマスエネルギーとして既存の化石燃料の代替になることで、温室効果ガスの排出削減が図られます。

また、地域活性化の視点で申し上げますと、地域内で発生したもみ殻が、燻炭や栽培土、備蓄用やレジャー向けの燃料などに姿を変えて利活用されることで、地産地消による循環型社会の構築が図られます。また、民間活力による町内での産業や雇用の創出に繋がり継続していくことになれば、持続可能な経済循環を伴い、地域の活性化が図られることが期待できます。

次に、ゼロカーボンの推進を通じた地域の活性化において1人でも多くの町民の関わりが重要ではないかというご意見につきましては、私も5番議員と同じ考えであり、その具体的な対策については、脱炭素社会の実現に向けた学習会、講演会、環境イベントの開催などの取組を通じて、住民の方々に環境保全について啓発、そして機運の醸成を図ってまいりたいというふうに考えております。

その中の一つ、取組の一つとして、ゼロカーボン実行元年と位置付ける令和6年度におきましては、新十津川町環境イベントを、住民、事業者、団体等と一体となって企画し、LEDを使用した工作教室やもみ殻固形燃料棒の燃焼体験など、楽しみながら環境保全に興味を持っていただけるような内容で実施したいというふうに考えております。

また、イベント開催だけではなく、日頃から環境保全に意識をしていただく取組として、これは北海道が提供している「手軽にご家庭の二酸化炭素排出量や、その削減行動に取り組んだ成果を見える化できるアプリ」を活用しまして、より多くの皆さまに環境保全に向けた行動に関わり合いをもっていただけるよう取り組んでまいりたいと考えてます。

以上、新年度からの新たな取組も含めてお話をさせていただきました。脱炭素社会の実現につきましては、一朝一夕で達成できるものではございません。また、行政だけでこれを進めることも到底できません。目標を掲げた未来に向かって、町民、事業者、団体等が一体となって取り組んでいけるように執り進めてまいることを申し上げ、5番議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（小玉博崇君） 大島議員、再質問はございますか。

再質問を許可します。

○5番（大島光敬君） 議長の許可をいただきましたので、再質問させていただきたいと思っております。

今ほど町長からは、今後の方向性について回答いただきましたが、私から再度質問させていただきたいと思っております。

私は、先ほど申し上げましたゼロカーボンに向けての四つの施策の柱の中で、循環型社会の形成という部分に着目していきたいと考えております。

総務民生常任委員会にて示された脱炭素に向けた取組のうち、循環型社会の形成については、家庭ゴミの減量化、資源化の推進、地域における環境教育、環境学習の実施、資源の循環に繋がる活動の推進の3点が挙げられておりました。

私は、例えば、先ほど申しましたが、新安心スマイル助成事業で再生可能エネルギーの導入はすぐにできないとか、するつもりはない。また、ドローンは扱えないし興味はないなど、その他の施策についても、多くの町民がすぐに関わることができるかという点、少々疑問なところはございます。

多数の住民が興味を示し、参加することのできる取組は、この循環型社会の形成の中にあつた取組なのではないでしょうか。

取組の中では、いわゆる3R、リデュース、リユース、リサイクル活動の促進やゴミの減量化と資源化に向けた啓発、情報提供の推進などの取組がございまして。その中で派生した新規事業では、行政区自治会館衣類回収事業や環境イベント事業も計画されておりました。

ですが、ここは我が町新十津川町が農業を基幹産業とする町ですので、もう少し農産物や食料品などが絡んだ取組を検討していただきたいと考えております。

現在北海道では、ゼロカーボン北海道の実現に向けて様々な取組がなされているほか、脱炭素に係る事業者向けの支援が国の令和6年度予算でも多く挙げられております。

また、食や農業について、消費者は、いわゆる倫理的消費という意味のエシカルな商品やサービスの購入に高い関心が示されつつあり、大手小売業でも、農林水産物に対して自然社会と事業活動の持続可能性の両立を目指して、持続可能な調達方針を定めているとお聞きしています。

また、家庭に目を向けますと、全国の家庭から出る食品ロスの発生量は、2000年では433万トンから2021年は244万トンまで減ってはおりますが、国の目標では、2030年に433

万トンの約半分216万トンまで減らすところを目標にしておりますので、まだそこまでは達しておりません。ちなみに、この食品ロスとは、本来食べられるのに廃棄されてしまう食品のことで、具体的には、形が崩れて規格外となってしまった生鮮食品や賞味期限が切れた加工食品、家庭、飲食店での食べ残しなどが当てはまります。

これに関連して、2019年には、企業、行政、家庭に食品ロス削減の努力義務を定めた食品ロス削減推進法が施行されております。こうした流れから、現在では様々な場所や企業などで、家庭で余った賞味期限切れ前の食品をその場所や企業に持ってきてもらうフードドライブ活動も盛んになってきています。そして、ここで集まった食品を必要とする団体や生活困窮者の方たちへ送り届けるフードバンク事業へと連携させることもとても重要だと伺っております。

ただこれは、企業や団体の頑張りだけでは難しい部分もあり、そこには行政の協力も不可欠です。場合によっては、食品の保管場所の提供や、フードバンク、フードドライブ活動の運営経費への補助金、さらには、フードバンク活動は、食品ロス削減と困窮者支援へと繋がった場合、行政組織内では担当部署が置かれ、活動が滞ってしまう可能性も考えられ、それに対する様々な補助が必要となっていくことが予想されます。それらを解消する方策の一つとして、首長が強いリーダーシップを発揮していただくことで、フードドライブなどの活動が活発になることが期待されるようです。

そこで、町長にお伺いいたします。循環型社会の形成という対策、施策に対し、農業が主幹産業とする我が町が、この食に関する部分において、あまり具体的な事業が例示されていないことに少々物足りなさを感じます。先ほど例示させていただいた、フードドライブやフードバンク事業など、食や食品を中心とした視点からも、循環型社会の形成を実現すべきと考えております。

もし、現在何か食や食品ロス、農業や農作物に関する具体的な対策プラン等がございましたら、お伺いさせていただきたいと考えます。また、もし今後このような活動を目指す団体や企業がいた場合、何らかの支援等を行う用意があるのか、ないのかも含めてご答弁いただければと考えております。よろしくお伺いいたします。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷口秀樹君） それでは、5番議員の再質問にお答えをしたいというふうに思います。

うちの地域温暖化対策実行計画の地域区域施策編を読んでいた中で、その切り口の中に農業と食費、食というような切り口がちょっと無いですよというようなことでの話をいただきまして、ちょっとその辺は足りなかったのかなというふうに思いますけれども、農業の生産ですとか選果の段階で大量に発生する廃棄物がございまして、製造販売された食品が消費されずゴミとして廃棄されることは、本当に廃棄処理に関する作業ですとか、新たにそれを製造するようなことにも多くのエネルギーを要しますので、そういった意味ではゼロカーボン、脱炭素に繋がるということでご指摘のとおりかなというふうに思っております。

食品のリサイクルの取組などによって食品ロスを減らしていくことは、二酸化炭素排出量の削減にも繋がり、本当にゼロカーボン、脱炭素社会の推進に寄与するものであるとい

うふうに考えております。このように、食に関するもの、あるいは食以外の分野であっても、リサイクルの推進などゼロカーボンに向けた活動に住民や事業者、団体が取り組もうとされていることは、本当に大変有意義なことをごさいますて、また、計画を策定して取り進めていく立場として、行政として、そのように活動をしていただけるということであれば、本当にありがたいですし、嬉しく思っております。

ただ、そういった取組について行政として何かありますかということをごさいますけれども、さしあたり、ここで申し上げるような計画プランというのは、間接的に言えば、あるんでしょうけれども、今こちらでお示しすることはちょっとできませんけれども、こういった民間でやっていただける事業、取組については、始める前の段階からこの支援を前提に計画されるということも、今ほどのお話であれば支援が足りないということであるかもしれないけれども、何とかそういったところを始め、スタートについては、この支援をなしで実行していただいて、例えば、ご質問のとおりにありました、その後何かの支援というものに関してですけれども、現在、町としては持ち合わせる具体的な案はございません。

ただ、機運の醸成を図っていただくために、まず先に回答しましたとおりゼロカーボン実行年と来年を位置づけておりますけれども、先ほど申し上げました住民の皆さまや各事業者、団体と一緒に様々な活動を展開させていただきたいと考えておりますので、同じ目標に向かう部分などがあれば相互に協力、連携をしながら効果的に進めていきたいというふうに思っております。

ただ、今後において5番議員が想定されるような団体からご提案やご意見が、声が上がってきたときは、その活動の目的や内容を聞かせていただいて、必要性、公平性などについて十分検討した上で、行政の支援に馴染むか否か、そういったところも判断していきたいというふうに申し上げまして、5番議員の再質問に対しまして答弁とさせていただきます。

○議長（小玉博崇君） 大畠議員、再々質問はございますか。

○5番（大畠光敬君） ございません。

○議長（小玉博崇君） 以上で、大畠光敬議員の一般質問を終わります。

ここで、11時30分まで休憩といたします。

(午前11時20分)

○議長（小玉博崇君） 休憩をとり、会議を再開いたします。

(午前11時30分)

○議長（小玉博崇君） 次に8番、鈴木康裕議員、登壇の上、発言願います。

[8番 鈴木康裕議員登壇]

○8番（鈴木康裕君） 議長の指示がございましたので、町長に一般質問をさせていただきます。

質問は、本町の公共建築物の耐震性、安全性についてであります。

私の質問が地震に関するものなので、今年、能登半島地震で亡くなられた241名並びに今日が3月11日、東日本大震災の起こった日でもありますので、亡くなられた約2万名の

ご冥福をお祈りしてから始めさせていただきます。

平成7年1月の阪神淡路大震災では、地震による直接的な死者の約9割が住宅や建築物の倒壊等に起因するものでありました。また、今年元旦に起きた能登半島地震でも、死者数の割合は同じ傾向であります。平成18年1月には、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針が国から示されております。

本町においても、平成23年に新十津川町耐震改修促進計画を策定し、5年間で建築物の耐震化を進めるところでありましたが、その間に東日本大震災が発生し、その後、耐震改修促進法が改正され、本町の変更計画は平成32年度、つまり令和2年度までとされました。

平成23年度の耐震化率は住宅77.9パーセント、特定公共建築物87.5パーセント、特定民間建築物50パーセントでありましたが、努力の甲斐あり、令和4年2月の発表の住宅の耐震化率は85.3パーセントとかなり上昇しております。

また、令和3年の第3回定例議会において、小玉議員がその後の計画策定について住宅の耐震診断の無料化について質問されておりますが、そのときは無料化は行わないという答弁をいただいております。

一方本町は、公共建築物である小学校、中学校、各行政区会館については、いち早く耐震化を進め、避難所としての行政区会館の建替えなど積極的な政策が進められ、多数利用公共建築物の耐震化率は既に100パーセントを達成しております。

しかし、これに該当しない、いわゆる耐震義務付け対象建築物を外れた公共建築物は、そのまま放置されたものもあります。

その一つとして、今年1月12日に開校したドローンスクールの建物は、昭和60年に新竜水道企業団の庁舎として建設されたものであります。鉄筋コンクリート造り3階建て、事業費8,300万円、築40年ほどの建造物は、現在の耐震基準を満たしているのか疑問であります。

また、令和3年3月完成、令和4年8月に鉄骨架台が落下した熱供給センターは、大規模な修復工事を行い、約2か月半後再稼働となりましたが、その後改めて構造計算をし直したのか、耐震診断をしたのか不安が残るものであります。

以上の事柄について、町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） それでは、8番議員のご質問にお答えをしたいと思います。

まず始めに、建築物の耐震性についてのご説明をさせていただきます。

一般的な建築物の耐震性を正確に判定するためには、耐震診断を行う必要がありますが、これには図面作成や耐力度調査などが必要となる場合があり、多額の費用を要するため、町では耐震診断に係る費用を助成しておりますが、なかなか行われていないのが現状でございます。

そのため一般的に建築物の耐震性の判定については、建築基準法が改正された昭和56年6月1日以前の旧耐震設計基準で建設された建築物か、それ以降の新耐震設計基準で建設された建築物かで判定され、新耐震設計基準で建設された建築物が、いわゆる耐震性のある建築物として扱われるところでございます。

昭和56年改正の建築基準法は、昭和53年6月に発生しました宮城県沖地震での家屋倒壊被害が甚大であったことをふまえ、その3年後に改正されたもので、改正前の旧耐震設計基準とは、建築物に損傷が生じない中小地震を想定した耐震能力を備え、震度5強程度の揺れでも倒壊しない基準とされており、一方、新耐震設計基準については、震度6強から震度7の揺れで部分的な損傷は生じますけれども、すぐには倒壊せず、居住者などが安全に避難できる時間を確保するための設計基準とされております。

さて、ご質問のドローンスクールで使用する旧新竜水道企業団庁舎につきましては、建設から40年近く経過しており、昭和60年に建設されたことから、新耐震設計基準の耐震性のある建物と判断しております。

次に、熱供給センターにつきましては、建物の地震に対する安全性は、建物全体に係る機器類を含めた積載荷重や地震力などの外力を考慮して、建設当時の設計段階で構造計算を行っているため、修復工事を行うに当たり、改めて建物全体の構造計算を行うことはしておりません。

なお、補修箇所の壁とアンカーに係る構造計算につきましては、補修段階で耐力計算を行い、それに基づいた設計により適正に施工していることから、耐震性に問題はないというふうに判断をしております。

以上、8番議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（小玉博崇君） 鈴木議員、再質問はございますか。

再質問を許可します。

○8番（鈴木康裕君） ただいま町長から答弁をいただきました。まず、ドローンスクール、旧商工会館の件でありますけれども、あの建物は60年に新竜水道企業団、そして、商工会館又は地域おこし協力隊のアジト、社会福祉協議会と様々な使われ方をしてきたわけですが、果たして、耐震性の面ではどうなのかというのは、次々と管理者が変わっておりますので、責任の所在がちょっと明確でないというところがございます。

1階が車庫となっており、北側の方には壁がありません。しかも鉄筋コンクリート3階建てですと。建築基準法は先ほど町長が申されましたように、昭和56年、つまり1981年に大改正が行われ、新耐基準として制定されますが、要は、一度だけ震度7程度の地震に耐えられるという基準で考えられております。

このときは、まだコンピュータというものがあまり普及していなくて、構造計算も手計算で、経験に基づいて安全性を見るというのが一般的でした。しかしながら、平成7年の阪神大震災の後、あまりにも倒壊建物が多かった。特に1階だけが柱だけ、あるいは壁が少ないという、下を駐車場、物置などにした建物の倒壊が多数見られました。そのことを踏まえて、平成12年に建築基準法が改正されたわけでありまして。いわゆる横揺れに対する壁の重要性、耐力壁の設置、配置バランスを考慮せよとあります。

カタカナのいわゆるコの字の壁の配置は、ねじれに弱く、地震時に崩壊の可能性が高いとされております。このときは、平成12年ですね、もうプログラムも普及して、パソコンもかなり導入されております。法律の改正に基づき、構造物の安全性に対する再計算が行われ、体力の足りないものなどは補強工事が行われております。

現に私の話でございますが、昭和58年に最初の就職面接で訪れた砂川の民間会社は、当時1階が全面車庫で、2面が吹き抜けというような構造でびっくりした思い出があります

が、現在はしっかりと別の面に耐力壁が設置され、耐震化に配慮したのが見てとれます。壁を多くバランスよく配置することによって、現行の耐震基準より最大1.5倍の耐久性が保たれるとあります。

要は、建築基準法は大きく分けて、1950年からの旧耐震、1981年からの新耐震、2000年からの現行基準と大きく三つに分けられるということです。建築基準法は、地震との戦いでもあります。先ほど申された宮城沖地震、新潟地震、熊本地震など、小さな地震も含めて、細かな改正が行われております。

2000年イコール平成12年のときの管理者はおそらく商工会だったのかなと思いますが、その後役場がきちんと管理をしていたのか、そして今、町の目玉政策であるドローンスクールの拠点をあの建物にしているのかという、3年余りの間、大地震が来ないという保証はどこにもありません。そこで、構造計算の必要性を強く思うものであります。

それともう一つ、熱供給センターであります。チップ供給の際に29トンもの荷重がかかるということで、鉄骨架台が落下して2か月半止まった経緯がございます。その架台をアンカーボルトで固定、補修したわけですが、地震の際、横方向の力にどのような影響があるのか検討したのでしょうか。そして、補修した支柱も当初30度だったのが45度になっています。通路が確保しにくいというような状況で、角度を変えると20パーセント抵抗力が落ちます。そして何より、この壁だけを頑丈にすると躯体全体とのバランスが取れていないと。シリンダーが動いているときに横揺れがきて、ボイラー全体が、本体が倒壊し、チップに燃え移り火事になるというようなことは、なかなかないかもしれませんが、多分このようなことにならないように、地震時の初期微動を感じ取ったら即時に止まる仕組みになっていると想像しますが、確認をさせていただきます。

また、時系列を追って見ますと、実施設計業務は令和元年9月10日から令和2年1月30日のわずか4か月半であり、建設工事は、その令和2年5月20日から令和3年3月3日までであります。

実際には設計が間に合っていないくて、工事と並行して図面を作成した状況が、委員会報告からも見てとれます。問題の鉄骨架台の図面が出てきたのが、令和2年の8月24日、10月21日に初めて応力として、押し方向29トン、引抜き方向20トンと、チップ搬送装置機械メーカーより提示されております。

ですから、実施設計工期1月30日ですから、その後に新たな荷重が付け加えられたということでもあります。しかも、連続ばりの強度計算も現場施工のミスも重なり、令和4年の8月に落下してしまったということもございます。

2か月半もの修復工事の果て、架台を支える壁はより強固なものになりました。このような一部だけ頑丈な壁をつくってしましますと、今まで横揺れなどに全体でバランスを取っていたものが、そうでなくなる。いわゆる、上下の接合点に過大な負荷がかかり、最悪の場合は破壊されてしまう恐れがあると思います。そのような検証をしないでよいのか、地震時の体力は保たれているのか、今度は再度、別の業者に耐震診断を含む構造計算をしていただいてはどうかと考えます。

本町では、平成7年5月23日19時01分、マグニチュード5.7、震源深さ13キロ、震源地は、推定によると新十津川北部となっております。当時の観測体制、地震計の故障、不備などもありまして、正確な震源地、最大震度はわかっておりません。ちなみに、新十津川

防災計画の資料では、マグニチュード5.6とありますが、その後の北大の調査資料では5.7とありますので、その数値を参照させていただいております。

そのとき家屋の一部損壊は46棟、墓石倒壊128基とありまして、実際私もその時、田植えが終わって洗車をしていたとごさいます。電柱が大きく揺れる様子は実際に体感しております。しかしながら、この時の地震は沼田砂川断層帯、いわゆる樺戸断層群と関連はなく、大きな災害には至らなかったということです。

もし、活断層絡みの地震ならば、昨年発行された揺れやすさマップ、これにごさいますように揺れやすさマップで、いわゆる地震防災ハザードマップにもありますように、国道275号線近辺では、最大震度6強、死傷者170名、建物の約半数が全半壊するとの甚大な被害が想定されます。

新十津川は石狩川の度重なる氾濫によって豊かな穀倉地帯になったわけですが、そのため粘性度が多く、揺れも大きくなります。北海道北部は地震が少なく、あまり危機感がないような生活をしてはいますが、最近の傾向を見てみますと、どこで直下型地震が発生するかわかりません。

また、長く地震学者の間では、地震30年周期説というものを唱える方が多数いました。これは、江戸時代から関東大震災までの220年の間に8回の大地震が起こったということによります。220割る、要するに間7で31年ということなんですが、未だに南海トラフ地震の際にも、今後30年間の間に地震が起きる確率とはいうことで、よく30年という数字が現れております。

新十津川を震源とした平成7年の地震から来年で30年ちょうどでごさいます。このことも頭の隅に置いていただいておりますと、そう思うところであります。

また、その平成30年の約30年前は、昭和40年代でごさいますけれども、その時には十勝沖地震で震度5.4、5.6というのがありました。母村十津川村長から様子を伺うお見舞いの電話をいただいたと、十津川100年史には出ております。

このようなことも踏まえて、再度、構造計算、耐震計算をしてはどうかというふうに提案しますが、町長の考えをお聞かせ願いたいと思います。以上です。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷口秀樹君） それでは、8番議員の再質問にお答えをしたいというふうに思います。

いろいろ旧新竜水道企業団の庁舎、後は熱供給センター、そのほか地震に関する歴史についていろいろとお話をいただきましてありがとうございました。

まずもって、熱供給センターの時系列のお話があったと思いますけれども、これについては、既に委員会で報告済みということですので、答弁は控えさせていただきたいと思います。

平成12年に改正された建築基準法の構造規定に関する主な改正内容につきましてですけれども、限界耐力計算法の導入というものと木造建築物について接合部の規定強化や耐力壁のバランスの検討など、先ほど議員の説明の中にも言葉として出ておりました部分の改正がされたということでごさいます。

で、旧新竜水道企業団の庁舎につきましては、建物の規模から判断しますと、限界耐力

計算が必要ではない建物というふうに分類されること、そして、構造が、現在鉄筋コンクリート造であり木造ではないため、大きな仕様規定の改正はなく、耐震性に影響するものではないので、特段問題はないというふうに考えております。

続きまして、熱供給センターの建物の地震に対する安全性なんですけれども、当初の設計段階で建物全体にかかる荷重及び外力を考慮して構造計算を行っているため、耐震性に問題はないと考えておりますが、震度3から4の地震が発生したときは、感震器、揺れに反応する感震器によりボイラーが自動で止まり、それに連動してチップ搬送装置も停止するなどの安全装置を備えております。

次に、鉄骨架台の落下に伴う補修による壁の耐力についてでございますけれども、当該箇所の壁厚は、構造計算上では35センチで設計しております。それに伴い、施工誤差も含めましてプラス10センチのコンクリートを厚くして打設しております。合計で45センチの壁厚となり、アンカー長に対しまして十分な厚さを有する堅固な構造となっていることから、補修による耐力、壁の耐力への影響はないものというふうに判断しております。

また、水平耐力の検討につきまして質問がございましたけれども、今回の補修工事が、建物の大きさや形が変わるような増改築、そういったものに当たらないことから、これら検討を必要としない建物ということで申し上げておきます。

以上申し上げまして、8番議員の再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（小玉博崇君） 鈴木議員、再々質問ございますか。

再々質問を許可します。

○8番（鈴木康裕君） 丁寧なご答弁ありがとうございます。先ほども申しましたように、本町は小学校、中学校の耐震化をいち早く行ってきたものであります。ドローンスクールも学校であります。しかも、一等無人航空操縦士の国家資格の取れる学校、費用も初心者ですと2週間で100万円かかるとKDDIのホームページにあります。その上、国の補助で重いものも運べ、長時間飛行が可能なハイブリッドドローンが導入されると聞いています。万が一、地震でガレキの下になるようなことがないように願うものであります。

災害が発生したとき、ドローンはいち早く交通のせん断された被災箇所を偵察し、必要な物資を運ぶということもできます。3月5日には、改善センターから吉野の活性化センターまでのデモフライトを私達も見学させていただき、その効用のほどを見させていただきました。

そして、今年の能登半島地震では、最大積載量25キロのドローンで、牛舎に12リットルの水を40回運び、90頭の牛を救ったという記事が日本農業新聞にも掲載されております。また、医薬品や食料の搬送も行ったと多数のメディアが伝えております。ドローンスクールの耐震保障を強く望まぬわけにはまいりません。

ここに、平成30年2月に出した新十津川町地域防災計画がございます。この最終ページに、鉄筋コンクリート建造物の状況ということで、先ほど申しました昭和56年以前は耐震性が低く、57年以降は耐震性が高いということが傾向としてあると。しかし、必ずしも建築年代に判断されることなく、既存建物の耐震性は、耐震診断により把握することが重要であると、こういうふうに書かれております。

ですから、耐震診断というのもコンピュータがだいぶ発達してきてますので、いわゆる我々で言う構造屋というんですか、仮にモデルをつくると、鉄筋コンクリート3階建ての

柱これですよというモデルを使って、その地震時の応力を測るというのは、そんなに時間もかからないし、手間もかからないと私は聞いております。そのことぐらいはできないかと、そういうふうと思うところではありますが、町長の見解はどうでしょうか。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷口秀樹君） それでは、8番議員の再々質問についてのお答えをさせていただきます。

本町の小学校、中学校については、耐震改修促進法による位置づけで、これは多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物ということになりまして、施設規模から要緊急安全施設大規模建築物に分類され、法律上、耐震診断を実施することを義務付けられている建物となります。

建築基準法の用途分類におきましても、学校に分類される特殊建築物扱いとなることから耐震診断を行った上で、中学校は平成22年、小学校は平成23年に耐震改修工事を行ったところです。

一方、ドローンスクールで使用する旧新竜水道企業団庁舎については、建築基準法の分類では、学校に該当しない建物でありまして、また先ほどの答弁のとおり、昭和60年に建設された新耐震設計基準の建物であり、耐震改修促進法での多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物にも該当しないことから、この施設の耐震診断を実施する必要がなく、耐震性を有する建物と判断をしております。

ただ、申し述べておきたいのは、建物自体は、壊れる、壊れないという判断でいきますと、壊れる可能性はあります。ただ、人の命が危ぶまれるような状況にはないということを申し上げまして、8番議員の再々質問に対する答弁とさせていただきたいと思っております。

○議長（小玉博崇君） 鈴木議員、よろしいでしょうか。

以上で、鈴木康裕議員の一般質問を終わります。

ここで、13時まで休憩といたします。

(午後0時00分)

○議長（小玉博崇君） 休憩をとり、会議を再開いたします。

(午後1時00分)

○議長（小玉博崇君） 次に1番、加藤敏晃議員、登壇の上、発言願います。

[1番 加藤敏晃議員登壇]

○1番（加藤敏晃君） それでは、議長の指示がありましたので、町長に対し一般質問をいたします。

テーマは、パートナーシップ制度の導入についてです。

日本国憲法は、第13条において、すべての国民は互いを個人として尊重し合い、他の個人に損害を及ぼさない範囲で自由に自分の幸せを追求する権利を認めており、同じく第14条において、すべての国民が法の下で平等であることを保障しています。

しかしながら、婚姻に関連する現行の法制度では、法的な保護を受けられるのは異性間の婚姻関係のみに限定されており、同性間や様々な理由で入籍していない非婚のカップル

には同等の法的保護が及んでいないという問題があります。

日本では2015年に東京の渋谷区と世田谷区からパートナーシップ制度が広がり、同性カップルを自治体が証明したり、宣誓を受け付けたりなどができるようになりました。

しかし、パートナーシップ制度は、国が法律で認める婚姻関係とは全くの別物なので、法的効力はなく、相続を初めとする問題の解決に直接結びつくものではありません。

そのため、多くの自治体でパートナーシップ制度を導入し、声を上げることで、国において同性婚を導入する必要があるという機運を高めていく必要があります。

また、当町にパートナーシップ制度が導入されていないことで、町内に潜在しているカップルは社会的な配慮を受けることができない現状になっています。

新十津川町の第6次総合計画のまちづくりの目標には、住みやすい暮らしがあると掲げておりますが、この現状は誰しもにとって住みやすい暮らしがある。と言える状態なのでしょうか。

また、同じく総合計画に掲げている個別施策の13番、地域共生社会の推進において、年齢、性別、障害の有無等に関わらず、誰もが住み慣れた地域で生きがいを持ち、安心した生活を送ることができるよう、という記述があります。

私は、総合計画に示す目指すまちの将来像の実現のためにも、他の自治体で取り組まれているように、新十津川町においてもパートナーシップ制度の導入が検討されるべきであると考えます。

パートナーシップ制度が導入されると、同性カップルなども婚姻関係と同様に、公営住宅に家族として入居可能となったり、病院で家族と同様に診察室に入り、医師の説明を受けられたり、生命保険の受け取りにパートナーを指定できるようになったり、民間の家族割を受けられたりするなど、まちの社会的包括性や公平性を向上させる一助となることが期待されます。

パートナーシップ制度の効果には、他にも自治体が公的に認めることで、その地域の人々が、同性カップルも身近なものである、あって当たり前のものでして受け入れることに繋がるということがあります。

以上の理由から、新十津川町においてもパートナーシップ制度を導入するべきだと考えますが、町長は、パートナーシップ制度を導入する考えを持っているかどうか、また、パートナーシップ制度について、導入の必要性の検討を行ったかどうか回答を願います。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） それでは、1番議員のパートナーシップ制度の導入についてのご質問にお答えをいたします。

パートナーシップ制度とは、同性同士の結婚が法的に認められていない日本で、自治体が独自に同性同士のカップルに対して、結婚に相当する関係であるということ公的に認める制度であり、道内におきましては18の市町において導入されているところでございます。

この制度につきましては、相続や税控除などの法的効力はありませんけれども、導入自治体の増加に伴い、利用できるサービスも増えてきているようでございます。

例えば、1番議員が示されたほかにも、公的サービスでは、納税証明書などの各種証明等についてご家族による代理手続きと同様に申請が認められること、民間サービスでは、クレジットカードにおける家族カードの取得、そして、住宅ローンのペアローンの適用などが挙げられます。

パートナーシップ制度は、国による同性婚制度の法令整備がすぐには見込めない中で、自治体が裁量の範囲で制度設計し運用をしている格好でございますが、日本の社会全体に大きく関わるものであることから、本来は、国において課題を整理し、公共の福祉に照らした公平性の確保にまで議論を尽くし、結果、従来の制度を変えていくことになった場合は適正な手続きを経て法整備がなされていく、このような正しい形であることと考えておりまして、これまで町として導入の必要性を検討したことはなく、また、急いでこれを本町に導入するということは今のところ考えてはおりません。

一方で、法的な婚姻を認められていない方々が自分らしく人生のパートナーや大切な人と安心して暮らしていくことができる環境が望ましいことや、多様性が認められ、個人が尊重される社会というのは当然目指すべきでございます。また、道内においてはまだまだ1割程度でございますけれども、既に制度を導入している自治体もあり、そのことでサービスを楽しめる社会生活の向上に繋がっている住民がいらっしゃるであろうことも想像ができますし、今後においてもこの制度は一定の広がりを見せていくものと推察をしております。

以上のことから、この場において、制度の導入を頭から否定するというのではなく、他の自治体への導入の広がりにも注視をし、また、先んじて導入された自治体における効果や課題なども学ばせていただいた上で、本町にも必要ありの判断に至ったときには、円滑な導入が図られるよう執り進めてまいりたいと考えております。

以上、1番議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（小玉博崇君） 加藤議員、再質問はございますか。

再質問を許可します。

○1番（加藤敏晃君） 許可をいただきましたので再質問をいたします。これまで検討してこなかったこと、今後についてはパートナーシップ制度について理解を深め、検討し、必要だと判断した場合は、円滑な導入が図られるよう取り進めるとのことで理解させていただきました。

しかし、私としましては国が動き出すのをじっくり待つのではなく、国を動かすために地方から行動を起こす必要があると考えます。また、性的少数派への理解の推進や地位の向上には、一人ひとりの理解の積み重ねが必要だと思います。

先日の町長の執行方針で、環境問題においてお話されていたように、本町のように小さなコミュニティでも取り組んでいく責務があるのではないのでしょうか。おっしゃっていたようにパートナーシップ制度はどんどん広がっており、公益社団法人「Marriage For All Japan-結婚の自由をすべての人に」によりますと、2024年3月1日時点での日本国内での導入自治体数は、都道府県も一つとして数えて、少なくとも397となっています。

日本全体の人口に対するカバー率としては、既に80パーセントを超えていますが、そこに当町の住民は残念ながら含まれていません。

空知管内に目を向けますと、岩見沢市、滝川市など、市だけの導入にとどまっています

が、隣の上川管内では、東川町、鷹栖町、当麻町、愛別町、東神楽町、美瑛町、比布町が今年の1月から導入を開始しており、今後すぐに町村にも広がっていくものと推測されます。

また、空知管内であまり浸透していない中、当町が先駆けて導入することで、空知管内の町のトップランナーとしてさらに存在感を示すことができるのではないのでしょうか。

また、先ほどの町長の答弁では、パートナーシップ制度について急ぐ考えはないとのことでしたが、町内に在住する当事者の方々は、パートナーと過ごす上で、病院で一緒に診察室に入ることができない。同じ世帯に入ることができないなど、既に様々な困りごと、不利益をこうむっている現状であります。

現在、北海道内においてもパートナーシップ制度を導入する自治体が増えてきていることから、町内に住む当事者の方も、それらの自治体に引っ越すことも考えたそうですが、新十津川町やこの町の人が好きだから、生涯新十津川で過ごしていきたいとのことだと思います。

せっかく新十津川町を好きだと言ってくくださる方たちが、やむを得ずこの町を離れなければならないことは、この町にとっても大きな損失であり、非常に悲しいことだと感じます。早急に対応する必要があるのではないのでしょうか。

再質問におきましては、既に導入済みの自治体における効果や課題などを学ぶとのことですが、パートナーシップ制度の導入にどのような課題があることを懸念しているのか。また、導入を急がないとする理由は何か。そして、パートナーシップ制度の導入が必要かどうかの判断を下す時期はいつを想定しているのか、以上3点についてお伺いいたします。
○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷口秀樹君） だいまの1番議員の再質問にお答えをしたいと思います。

先ほども申し上げましたとおり、北海道内においても18の市町がパートナーシップを導入しておりますが、導入している中でどういった、何て言うんすかね、利点というかそういうことがあるのか、そういったことも今後、先ほどの話ではないんですけども学ばせていただきたいというふうに思っておりますので、その辺につきましては、今どうしてできないんだっていうところの話も含めて、そういった中で答弁をさせていただきたいというふうに思います。

あと、町内在住の方にそういった不利益があるということも、私も大変不勉強な中でそういった部分についてはちょっと存じ上げていませんでしたので、そういったことも合わせて、うちの町の実態もそういった中で勉強させていただきたいと思います。

一方で、他の自治体の行っている部分ですとか、はたまた病院ですとかっていうことになると、民間の病院だとか自治体の病院だとかいろいろなところとの連携も当然ながら出てくると思います。そういったことも、どういったことでうちの町が例えば、そういった制度を設けても、ほかの町や民間病院との連携の仕方がどういうふうになっていくのかとか、仕組みについても学ばさせていただきたいなというふうに思っております。

いずれにしても、先ほど申し上げましたとおり、いろんな形で学んだ上で、本町においても必要であるという状況になった場合は、ぜひとも導入をしていきたいというふうに思っておりますので、以上申し上げまして答弁とさせていただきます。

○議長（小玉博崇君） 加藤議員、再々質問はございますか。

再々質問を許可します。

○1番（加藤敏晃君） 再質問に対する答弁の中で、導入を急がない理由と、既に困っている人たちもいるので、なるべく早く検討ないし、答えというものを出していただきたいなと思うんですけれども、そこについて再度確認させていただきたいことと、人口減少が進んでいる現在の世の中では、特に子どもだけではなく、この町の住民一人ひとりがこの町の宝であると認識しています。少数派の人たちが、そもそも少数派と認識されないような、そんな誰しもにとって温かいまちとなるよう、ぜひ、迅速かつ丁寧に判断していただきたいと思います。

再々質問につきまして、検討していただいた結果、パートナーシップ制度を導入すると判断した場合には、多くの自治体では要綱の形で導入しているところもあるんですけれども、要綱ではなく、多様性を認める内容の条例を制定した上で、その一つの手段としてパートナーシップ制度の実施という形が望ましいと考えます。自治体の意思表示として、条例として議会の議決を得ることが大切だと考えます。

パートナーシップ制度だけでは終わらず、性的少数派への差別禁止など性的少数派の人権に真に配慮した地方行政の実現に向けて、当事者の声も聞きながら、一緒に検討させていただきたいと考えますが、町長はどのように考えるかお伺いいたします。

○議長（小玉博崇君） 町長。

○町長（谷口秀樹君） 1番議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

先ほどの話の続きでございますけれども、18市町のパートナーシップ制度が導入されているということでございますけれども、調べて見ますと、多くの自治体については要綱で決定しているようでございます。

いずれにしても、条例か要綱かにつきましては、それぞれの町がそれぞれ判断をした中で検討されていくということになっているようでございますので、その中で本町に合った運用方法の検討がなされた上で、必要とあれば条例もありだなというふうには認識をしております。

それと、急いで導入しないということのお話ですけれども、先ほどの話の繰り返しになりますが、今のところ、そういった事実ですとか、概念的には十分理解はしているっていかそういう話もテレビをつければ、そういった話も当然ながらあるのは認識しておりますけれども、うちの町でのそういった具体的な話として、ちょっと私の耳には入ってきおらなかったものですから、そういう急ぐということについては、今ほど1番議員からも情報提供いただきましたので、そういったことも踏まえてちょっと調べてみて、検討させていただきたいというふうに思いますので、そういったことを申し上げまして、再々質問の答弁とさせていただきます。以上でございます。

○議長（小玉博崇君） 加藤議員よろしいでしょうか。

以上で、加藤敏晃議員の一般質問を終わります。

次に2番、工藤健議員、登壇の上、発言願います。

〔2番 工藤健議員登壇〕

○2番（工藤健君） 議長から発言のお許しをいただいたので、町長に一般質問させていただきます。

テーマは、新十津川町における外国人労働者の受入環境についてでございます。

本町の建設業や福祉施設では、人手不足が深刻化しており、海外から技能実習生等を現在約20名のベトナム人の方、また、ミャンマー人の方が就労予定であります。

特に、福祉施設では人手不足が問題となっており、私が住む近隣の事業所では、職員配備ができず、要介護者を受け入れられない事例もありました。

ポストコロナ社会における外国人労働者の在留資格の多様化に関する実態調査、研究も全国各地の自治体で進められております。

また、総務省は多様性と包摂性のある社会の実現による新たな日常の構築を多文化共生社会の意義として掲げております。

これらの状況を踏まえ、本町が外国人労働者の受入れと共生社会の構築に向けて、外国人労働者が安心して働き、暮らせることができるよう受入環境の準備の整備を図るべきと考えておりますが、これに対する町長の考えをお伺いいたします。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） それでは、2番議員のご質問にお答えをいたします。

人口減少や少子高齢化により、我が国の生産人口の減少は、今後も継続していくと考えられており、労働力不足を外国人の労働力に依存する割合は高まっていくものと推察いたします。

厚生労働省が発表しました昨年10月末現在の外国人労働者数は、全国で204万9千人であり、その前の年と比べ22万6千人増加しており、そのうち北海道内では3万5千人が就労しています。

町内の状況といたしましては、現在、4企業で15人が就労されており、4月以降の予定も含めると5企業、23人が就労する予定と伺っております。

このような状況下で本町では、町内企業の人材を確保する求人支援といたしまして、中小企業者応援制度の中で、求人募集の費用の一部を助成する制度を設けています。具体的には、求人広告の登録料や求人セミナーへの参加経費の一部を助成する内容となっております。なお、これらは、広く日本人も含めた求人支援であり、外国人労働者に特化した求人支援制度ではございません。

また、国籍や民族などの異なる人々が互いの文化の違いを認め合い、対等な関係を築きながら地域で共に生きていく多文化共生社会の構築につきましては、まずは、当事者となる外国人の方々の意向が重要だと考えますし、地域住民からも困りごとや要望があれば、町としてできることを検討していきたいなというふうに思っています。

次に、外国人労働者の受入れ環境の整備についてですが、安心して働き、暮らすことができる環境として、住環境や地域住民との関わりなどが考えられます。

住環境につきましては、町で管理する公営住宅や町有住宅への優先的な入居などが考えられますが、公営住宅の本来の目的といたしましては、住宅に困窮する低所得の方々に住んでいただくということでございますし、町有住宅も原則職員の入居としておりまして、それぞれに用途や目的を持って運営している施設ですので、外国人労働者に優先的に入居していただける状況ではございません。

お聞きしたところ、現在、外国人を雇用している町内企業においては、様々な事情があるにせよ、必要な人材を雇用し、それぞれの企業が従業員用の宿舎を用意している現状にあるようですので、行政として外国人労働者に特化し、公営住宅や町有住宅を確保する考えはございません。

いずれにいたしましても、我が国の生産人口の減少や少子化などによる担い手不足を解決する手立てのすべてが、外国人労働者の雇用確保と受入体制の整備であるとは考え難いですし、町として外国人労働者を呼び込むための環境整備の考えは無いことを申し上げまして、2番議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（小玉博崇君） 工藤議員、再質問はございますか。

再質問を許します。

○2番（工藤健君） 町長、答弁ありがとうございました。再質問ですが、本日の道新2面、上から5番目の真ん中辺りに、北海道は、次期計画で地域の持続的な発展へ外国人を大切な一員として受け入れるとし、22年に4万5,000人の外国人を6万8,000人とする目標を打ち出し、そして、国の交付金を使った一元的な窓口、23年3月現在では10団体あるようです。

このような国の交付金というものを使い、11番目以降の団体として、外国人の受入れを検討するという考えがあるかどうかお聞きいたします。以上です。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷口秀樹君） すいません、2番議員の再質問にお答えをしたいと思いますけれども、まずもって、町として外国人を受け入れるのに率先してそういった受け入れのチャンネルを行政が、町が持つのかということの問いに聞こえだっただんですが、そういうことでもよかったですか。そうですか。

町として外国人を受け入れるということは、直接的に、例えば、うちの町の職員として外国人が必要なぐらい、必要なぐらいだったら失礼ですけども、必要となる場合においては町としてはやらなければならないとは思いますが、ただ、それぞれの事業所がそれぞれのそのニーズに合った労働者を確保するために、今もそういった外国人労働者を、例えば、国がそれぞれ違うように、そういう人たちを受け入れてきているんだというふうに思っております。

ですから、その町その町の各事業者さんたちが必要と思われる人を受け入れることについては、町としては全然それはそれでやっていただくことは全然構いませんけれども、それを町が肩代わりをして、事業者に成り代わってそういったことを進めるという考えはございません。以上申し上げまして、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（小玉博崇君） 工藤議員、再々質問ございますか。

○2番（工藤健君） ありません。

○議長（小玉博崇君） 以上で、工藤健議員の一般質問を終わります。

これもちまして、一般質問を終了いたします。

◎議案第3号の質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第3、議案第3号、新十津川町特定教育・保育施設及び特定

地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。
質疑はございませんか。

1 番、加藤議員。

○1 番（加藤敏晃君） それではお伺いいたします。この条例と申しますか、基準の対象になる施設について確認させていただきます。新十津川保育園と新十津川幼稚園の両方が対象になるという認識でよいでしょうか。確認させてください。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（坂下佳則君） 1 番議員の質問にお答えいたします。

1 番議員のおっしゃるとおり、新十津川幼稚園、保育園、両方とも対象となります。以上です。

○議長（小玉博崇君） 加藤議員、よろしいでしょうか。

○1 番（加藤敏晃君） はい、ありがとうございます。

ほか質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、新十津川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第4、議案第4号、新十津川町不妊治療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、新十津川町不妊治療費の助成に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第5、議案第5号、令和5年度新十津川町一般会計補正予算第6号を議題といたします。

これより質疑に入りますが、議案の量が多いことから、議案のページを3つに区切って質疑を行います。

質疑を行う際は、議案のページ、予算科目、事業名を最初に示した上で発言するよう議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

初めに、5ページから57ページ、歳入までについて質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで歳入までの質疑を終わります。

次に、58ページの1款議会費から89ページの7款商工費までについて質疑を行います。

質疑はございませんか。

10番、西内議員。

○10番（西内陽美君） 62ページ、63ページをお願いいたします。5目企画費です。事業番号9番、北海道応援大使事業についてお伺いいたします。

日本ハムファイターズによる応援大使プロジェクトの実行委員会への負担金として、当初200万円を計上してございましたが、今回106万1千円の減額補正となっております。

計画では、観戦ツアーですとかエスコンフィールドでの町のPR、特産品の販売ということも挙げておりましたが、この減額によりまして、予定していた事業の実施できたこと、また、できなかったことがありましたらそれを教えていただきたいと思っております。まず一点目がそこです。お願いします。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（久保田篤司君） 10番議員のご質問にお答えいたします。

北海道応援大使プロジェクトについてでございますが、当初予定しておりましたとおりヒーローショーですとか、地元のPRブースのPRですとか、そういったツアーもやっております。応援ツアーについても2度ですね、バスツアーでやったものと、ご自分で行かれたものということで、当初予定どおり実施しております。

ただ、選手の交流会ということで、実際に来ていただいていたんですが、選手学校に来ていただいたんですけども、そのときに学校が臨時休業となってしまいまして、行けな

かったということはありますが、それ以外に、ゆめりあ等で前回やったときのように、選手との町民も入れた懇談会というか交流会、講演会みたいなものを予定してたんですけども、その部分がちょっと開催できなくて、その経費が大体今言った減額100万円程度の部分に大きく予定されておりまして、その分が減ってしまったというところでございまして、それ以外については当初の予定どおり実施することができました。以上でございます。

○議長（小玉博崇君） よろしいでしょうか。

10番、西内議員。

○10番（西内陽美君） 今のところでもう1問お聞きいたしますが、6年度は応援大使の指定を受けておりませんので予算には上がっておりませんが、今回できなかった事業というのは、6年度にそれを新たに計画していくとか、そういうことは一切ないんでしょうか、その点お伺いいたします。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（久保田篤司君） 10番議員のご質問にお答えします。

応援大使事業ですが、こちらにつきましては、日本ハムファイターズの方で実施いただいている事業でございまして、ボールパーク協議会として、本年度、令和5年度については、本町が加盟しているということで実施できました。次年度以降については、空知すとか石狩、そういう振興局管内で実施するということでありまして、本町では今回空知については、来年度、令和6年度は当たる形はないので、実際にこのボールパークの14自治体の中でも三つの自治体でしか選手との交流会というのはできなかったんですね。それもあちらの方で選ばれたところということで実施できなくて、次年度以降についても、令和6年についてもできないということでありましたので、予算等は特に組んでおりません。以上でございます。

○議長（小玉博崇君） よろしいでしょうか。

ほか質疑はございませんか。

1番、加藤議員。

○1番（加藤敏晃君） お伺いします。60ページ、61ページ、総務費、総務管理費、一般管理費の事業番号10番、職員研修事業についてです。補正額が145万円となっておりますが、これまでは新型コロナウイルス感染症などの影響で実施できなかったということが多くあったかと思いますが、今年度は感染症法上の分類も5類になったところではあります。それらの影響が残っているということでいいかどうか、減額の理由について詳しくお伺いしたいと思います。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（久保田篤司君） 1番議員のご質問にお答えいたします。

職員研修でございまして、コロナの関係ということですがけれども、一つですね、外国研修というのがありまして、外国に行く研修があったんですけども、そちらについては、コロナ禍ということでもありまして、市町村振興協会で開催しているんですけども、今回令和5年度は実施しないということでありましたので、その分が減額となっております。

また、自治大の方については2名を予定していたんですけども、1名が実際に行くこと

になりましたが、もう1名については募集等もあったんですけども、皆さん予定等もありまして、今回は行けなかったということで、その分の減額となってございます。以上でございます。

○議長（小玉博崇君） 加藤議員よろしいでしょうか。

ほか質疑ございませんか。

1番、加藤議員。

○1番（加藤敏晃君） 続きまして、64ページ、65ページの行政区費の事業番号2番、行政区活動支援事業についてお伺いいたします。こちらにつきましても交付金が非常に大きく269万円の減額となっておりますが、この理由につきましても詳しくお伺いしたいと思います。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（長島史和君） ただいまの1番議員のご質問にお答えいたします。

行政区費の減額理由といたしまして、まず共同事業といたしまして、街路灯の電気料、あと排雪費の方で約104万1千円が減額となっております。

もう一つが、提案事業及び郷土愛環境事業ということで、二つで約150万の減額となっております。事業の数としては3事業が減ってはいるんですが、実際、業者さんから見積もっていただいた予算から実績の額が下がったということで、この額となっております。以上でございます。

○議長（小玉博崇君） よろしいでしょうか。

ほか質疑ございませんでしょうか。

7番、杉本議員。

○7番（杉本初美君） 89ページですね、7款1項3目の1番についてお尋ねいたします。先日ですね、サライの窓の件なんですけれども、サライのどこら辺の窓が割れたのか、それと何枚ぐらい割れて、人身っていうものはなかったのかちょっとお尋ねいたします。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（小松敬典君） それでは、7番議員の質問にお答えいたします。

サライの窓ガラスの修繕の件ですけども、1月17日にレストランの窓ガラス、天井から床までつながっているペアガラス、大きなペアガラスなんですけれども、こちらにひびが入っているというのが判明いたしました。で、とりあえず、まだひびが入っているというような状況ですので、早急に今年度中に修繕はいたしますが、事故ですとか誰かにけがを与えたとかというような形には現在のところなってございません。

こちらの方の修繕料につきましては、108万4千円を計上させていただいているところでございます。以上です。

○議長（小玉博崇君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。

10番、西内議員。

○10番（西内陽美君） 同じく88ページ、89ページをお願いいたします。3目地場産業振興費の2番、奈良県・十津川村三者協定PR事業についてお伺いいたします。5年度に限

り復活させました十津川村訪問団体等活動支援事業なのですが、これについて利用された方はいらっしゃるのかどうかをお伺いいたします。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（小松敬典君） それでは、10番議員の質問にお答えさせていただきます。

今年限りということで実施しました事業でございますけども、10月に商工会女性部の方が十津川村の方を訪問されているというようなことでございます。実績はこの1件だけです。以上です。

○議長（小玉博崇君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで1款議会費から7款商工費までの質疑を終わります。

次に、90ページの8款土木費から111ページの13款職員費までについて、質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで8款土木費から13款職員費までの質疑を終わります。

以上で議案第5号について、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、令和5年度新十津川町一般会計補正予算第6号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第6、議案第6号、令和5年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第3号を議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、令和5年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第3号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第7、議案第7号、令和5年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、令和5年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第8、議案第8号、令和5年度新十津川町下水道事業会計補正予算第4号を議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、令和5年度新十津川町下水道事業会計補正予算第4号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第9、議案第9号、公の施設の指定管理者の指定の期間の変更についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

1番、加藤議員。

○1番（加藤敏晃君） お伺いいたします。新規就農者技術習得センターの施設管理のあり方についての協議検討につきまして、次期指定管理を行うことに仮になった場合は、秋頃にまた募集をかけるかなと思うので、それまでに結論を出す予定なのかと思いますが、このスケジュールの見通しにつきまして、詳しく確認させていただきたいと思っております。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（小松敬典君） それでは、1番議員の質問にお答えさせていただきます。

新規就農技術習得センターなんですが、今このような形で今回補正の方も上げさせていただいたというような形になっております。

今後まだ決まっているというものは一つもございませんが、この新規就農技術センターの今後利用される施設として、指定管理で出すにせよ、現在は支払っておりませんが、適正な指定管理料はいくらなのかだとか、又はですね、指定管理に出すその土地や施設であるのかどうか、町の考え方をしっかり整理した上で、今後、ピンネ農業公社や、それから農協の方とも協議していかないといけないというふうに思っております。

スケジュール的なことも、先般の経済文教常任委員会の方で少し説明させていただきましたけども、令和6年度のスケジュールを後ろの方から考えていきますと、当然、ただいま1番議員の発言の中でもありましたように、遅くとも11月ぐらいには次の指定管理を选考していかないといけないという作業が入りますので、できれば8月のお盆頃までは、ピンネ農業公社、そして、農協の方と協議を進めて、ある一定程度の結論の方を出し、そして、8月下旬の経済文教常任委員会の方でお諮りしていきたいというふうなスケジュールで考えております。以上です。

○議長（小玉博崇君） 加藤議員、よろしいでしょうか。

ほか質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、公の施設の指定管理者の指定の期間の変更については、原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（小玉博崇君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

予算案及び条例案審査のため、3月15日の予算審査特別委員会が終了するまで、本会議を休会したいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、3月15日の予算審査特別委員会が終了するまで、本会議を休会とすることに決定いたしました。

3月15日は、予算審査特別委員会終了後に本会議を再開しますので、よろしく申し上げます。

それでは、本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした

(午後1時56分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和6年第1回新十津川町議会定例会

令和6年3月15日（金曜日）

午後2時15分開会

◎議事日程（第4号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 予算審査特別委員会審査報告
- 第3 議案第10号 新十津川町監査委員条例及び新十津川町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
(討論及び採決)
- 第4 議案第11号 新十津川町除雪サービス事業に関する条例の一部改正について
(討論及び採決)
- 第5 議案第12号 新十津川町ふるさと公園屋外体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
(討論及び採決)
- 第6 議案第14号 令和6年度新十津川町一般会計予算
(討論及び採決)
- 第7 議案第15号 令和6年度新十津川町国民健康保険特別会計予算
(討論及び採決)
- 第8 議案第16号 令和6年度新十津川町後期高齢者医療特別会計予算
(討論及び採決)
- 第9 議案第17号 令和6年度新十津川町下水道事業会計予算
(討論及び採決)
- 第10 議案第13号 指定管理者に管理を行わせる公の施設の所在地及び名称の変更について
(質疑、討論及び採決)
- 第11 議案第18号 新十津川町教育委員会教育長の任命について
(内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第12 閉会中委員会所管事務調査申し出について

◎出席議員（10名）

1番	加藤敏晃君	2番	工藤健君
3番	深瀬美奈子君	4番	三師優美君
5番	大畠光敬君	7番	杉本初美君
8番	鈴井康裕君	9番	樋坂里子君
10番	西内陽美君	11番	小玉博崇君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	谷 口 秀 樹 君
副町長	寺 田 佳 正 君
教育長	久保田 純 史 君
監査委員	奥 芝 理 郎 君
総務課長	久保田 篤 司 君
住民課長	長 島 史 和 君
保健福祉課長	坂 下 佳 則 君
産業振興課長兼	
農業委員会事務局長	小 松 敬 典 君
建設課長	千 石 哲 也 君
会計管理者	内 田 充 君
教育委員会事務局長	鎌 田 章 宏 君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	窪 田 謙 治 君
--------	-----------

◎開議の宣告

- 議長（小玉博崇君） 皆さん、予算審査特別委員会、大変お疲れさまでした。
ただ今出席している議員は、10名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

（午後2時15分）

◎議事日程の報告

- 議長（小玉博崇君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（小玉博崇君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、5番、大島光敬議員。7番、杉本初美議員。両議員を指名いたします。
-

◎予算審査特別委員会審査報告

- 議長（小玉博崇君） 日程第2、予算審査特別委員会審査報告を行います。
令和6年度予算に関連する条例改正案並びに一般会計予算ほか2特別会計予算及び1事業会計につきましては、3月8日の定例本会議におきまして、予算審査特別委員会に審査を付託してございますので、審査結果の報告を予算審査特別委員会委員長からお願いいたします。

予算審査特別委員会委員長、鈴木康裕議員。

〔予算審査特別委員会委員長 鈴木康裕議員登壇〕

- 予算審査特別委員会委員長（鈴木康裕君） 議長のお許しを得ましたので、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

本委員会に付託された議件を審査した結果、次のとおり決定したので、新十津川町議会会議規則第74条の規定により報告いたします。

1、審査結果、令和6年3月11日から15日にわたり、所管課長、局長等の説明を受け、審査を行ったものであります。

次に、審査結果でございます。

議案第10号、新十津川町監査委員条例及び新十津川町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について。

審査結果、原案可決すべきもの。

議案第11号、新十津川町除雪サービス事業に関する条例の一部改正について。

審査結果、原案可決すべきもの。

議案第12号、新十津川町ふるさと公園屋外体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

審査結果、原案可決すべきもの。

議案第14号、令和6年度新十津川町一般会計予算。

審査結果、原案可決すべきもの。

議案第15号、令和6年度新十津川町国民健康保険特別会計予算。

審査結果、原案可決すべきもの。

議案第16号、令和6年度新十津川町後期高齢者医療特別会計予算。

審査結果、原案可決すべきもの。

議案第17号、令和6年度新十津川町下水道事業会計予算。

審査結果、原案可決すべきもの。以上でございます。

○議長（小玉博崇君） 報告を終わります。

○議長（小玉博崇君） 日程第3に入る前に、これから提案されます議案第10号、議案第11号及び議案第12号並びに議案第14号から議案第17号までの案件につきましては、議長を除く9名による予算審査特別委員会で審査したものであります。

したがって、委員長報告に対する質疑を省略し、ただちに討論に入りますので、よろしくお願いいたします。

◎議案第10号の討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第3、議案第10号、新十津川町監査委員条例及び新十津川町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号、新十津川町監査委員条例及び新十津川町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第4、議案第11号、新十津川町除雪サービス事業に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第11号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号、新十津川町除雪サービス事業に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第5、議案第12号、新十津川町ふるさと公園屋外体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第12号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号、新十津川町ふるさと公園屋外体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第6、議案第14号、令和6年度新十津川町一般会計予算を議題といたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小玉博崇君） 着席ください。

起立多数です。

したがって、議案第14号、令和6年度新十津川町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第7、議案第15号、令和6年度新十津川町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第15号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小玉博崇君） 着席下さい。

起立多数です。

したがって、議案第15号、令和6年度新十津川町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第8、議案第16号、令和6年度新十津川町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小玉博崇君） 着席ください。

起立多数です。

したがって、議案第16号、令和6年度新十津川町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第9、議案第17号、令和6年度新十津川町下水道事業会計予算を議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第17号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小玉博崇君） 着席ください。

起立多数です。

したがって、議案第17号、令和6年度新十津川町下水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

○議長（小玉博崇君） 日程第10に入る前に、これから提案されます議案第13号の案件につきましては、3月8日の定例本会議で、提案理由並びに内容の説明を終わっております。

よって、直ちに質疑に入りますので、よろしく願いいたします。

◎議案第13号の質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第10、議案第13号、指定管理者に管理を行わせる公の施設の所在地及び名称の変更についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号、指定管理者に管理を行わせる公の施設の所在地及び名称の変更については、原案のとおり可決されました。

○議長（小玉博崇君） ここで、暫時休憩をいたします。

（暫時休憩）

（教育長 久保田純史君退場）

〔議案配付〕

○議長（小玉博崇君） 休憩をとり、休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第11、議案第18号、新十津川町教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程をいただきました議案第18号、新十津川町教育委員会教育長の任命について。

新十津川町教育委員会教育長に次の者を任命したいので、同意を求めます。

提案理由でございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、同意を求めますのでございます。

内容の説明を申し上げます。

氏名、久保田純史。

住所、生年月日については、記載のとおりでございます。

内容を付け加えます。

久保田氏は、本町の職員として培った豊かな行政経験から、平成27年5月8日に教育委員会教育長に任命され、2度の再任をされております。都合3期9年にわたる任期中におきましては、児童生徒の学力の向上、小中学校の教育環境の充実をはじめ、教育行政全般にわたり数多くの重要施策に取り組み、まちの教育振興発展に尽力をいただいております。

人格は高潔で人望も厚く、豊かな行政経験と3期9年にわたる教育長としての経験から、教育行政に高尚な識見を有する方でございます。

よって、任期満了まで少々期間はございますけれども、これからの教育行政施策を担う教育委員会教育長として、私の立場から改めて任命したいと提案するものでございます。

なお、任期につきましては、令和6年5月8日から令和9年5月7日まででございます。

以上、提案理由と内容の説明とさせていただきます。何とぞ、ご同意賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で議案第18号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号、新十津川町教育委員会教育長の任命については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

○議長（小玉博崇君） ここで、暫時休憩をいたします。

（暫時休憩）

（教育長 久保田純史君入場）

○議長（小玉博崇君） 休憩をとき、休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎教育長挨拶

○議長（小玉博崇君） ここで、久保田純史教育長から発言を求められておりますので、これを許します。

教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

○教育長（久保田純史君） 議長のお許しをいただきましたので、ご挨拶をさせていただきます。

今ほどは、教育長の任命に際し、ご同意をいただきまして誠にありがとうございます。

私にとりまして、身に余る光栄であると同時に、再任ということに対し責任の重さを深く感じているところでございます。

ふるさと新十津川町を愛する明るく素直な子どもの育成と、谷口町長が公約に掲げる子育てしやすいまちづくり、学びのまちづくりを推進するため、微力ではありますが努めてまいり所存であります。

町民の皆さま、町議会議員の皆さんのご指導ご鞭撻を心よりお願い申し上げ、簡単粗辞ではありますが任命のご挨拶といたします。

今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

◎閉会中委員会所管事務調査申し出について

○議長（小玉博崇君） 日程第12、閉会中委員会所管事務調査申し出についてを議題といたします。

本件につきましては、皆さんのお手元にお配りしてございますが、それぞれの常任委員会及び議会運営委員会から、地方自治法第109条第8項及び新十津川町議会会議規則第75条の規定に基づき申し出がございますので、これを許可することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、本件につきましては、申し出のとおり許可することに決定いたしました。

◎閉議の宣告

○議長（小玉博崇君） 以上をもちまして、本定例会に付議された議件は、すべて議了いたしました。

会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（小玉博崇君） 令和6年第1回新十津川町議会定例会を閉会いたします。
皆さん、ご苦労さまでした。

（午後2時39分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員